

令和 4 年

第 3 回美浜町議会定例会会議録

令和 4 年 9 月 6 日 開会

令和 4 年 9 月 21 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和4年第3回美浜町議会定例会会議録目次

9月6日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第5号から認定第7号まで17件一括提案説明	4
散会	10

9月8日（木曜日）第2号

議事日程	11
会議に付した事件	11
会議に出欠席した議員	11
説明のため出席した者の職、氏名	11
職務のため出席した者の職、氏名	11
開議の宣告	11
町政に対する一般質問	12
○8番 中須賀 敬議員	13

1 ごみの減量化について

- (1) 可燃ごみ等における目標達成の要因は。
- (2) 今後の収集状況におけるリバウンドへの対応は。
- (3) 令和4年度以降の目標は。
- (4) 土曜エコストーションの利用者は。

○11番 大岩 靖議員	17
-------------	----

1 町道の整備及び維持管理について

- (1) 道路瑕疵による事故件数、また事故の要因は。
- (2) 町道の改良・補修工事を行う選定基準・優先順位は。
- (3) 道路の損傷個所の発見、確認などはどの様に行っていますか。
- (4) 道路の損傷通報サービスなどを実施する考えはありますか。
- (5) 町道の通行に車両規制をしている道路はありますか。

○7番 大寄暁美議員	22
------------	----

1 みはまファミリー・サポート・センター事業について

- (1) みはまファミリー・サポート・センター事業の現状は。

(2) 多様な子育てニーズに対応するよう事業内容を広げては。	
(3) ひとり親世帯等への利用料金の助成を。	
2 保育所へ通所する保護者の方の負担軽減について	
(1) 使用おむつの処理を保育所で。	
(2) 保育所に午睡用ベッド「コット」を導入する考えは。	
○ 1番 山本辰見議員	2 9
1 学校再編と小中一貫校について	
(1) 学校再編と小中一貫校の計画で人口減少への影響はどうですか。	
(2) 東西に 1 か所ずつ小学校を配置すべき課題を検討されましたか。	
(3) 現状と小中一貫校にした場合の経費の比較検討はされましたか。	
(4) 住民説明会の計画はどのようになっていますか。	
(5) 保護者、教員、地域の方々の意見をどのように汲み上げるのか。	
(6) 県内の他の自治体の状況は。	
(7) 小学校と地域との関わりを検討されましたか。	
(8) 現在の校舎跡地の利活用はどのように考えていますか。	
(9) 小中一貫校と現状の美浜町の学級の状況について	
(10) 美浜町の基本方針としての通学距離について	
○ 6番 廣澤 毅議員	3 9
1 本町における子育て世代とその子どもたちへの支援について	
(1) 本町で現在実施している支援事業は。	
(2) 本町独自の新しい施策は。	
2 大会及び合宿の誘致に関し、硬式野球場整備の検討状況は。	
○ 4番 石田秀夫議員	4 7
1 町の現状と今後の展望について	
(1) 美浜の里構想については。	
(2) 総合公園拡張事業の構想は。	
(3) 整備後の運動公園の活用方法について	
(4) 太陽光発電施設への対策は。	
2 都市計画道路について	
散 会	5 4

9月13日（火曜日）第3号

議事日程	5 5
会議に付した事件	5 5
会議に出欠席した議員	5 5
説明のため出席した者の職、氏名	5 6
職務のため出席した者の職、氏名	5 6
開議の宣告	5 6

同意第4号（質疑・討論・採決）	57
議案第44号（質疑・委員会付託）	57
議案第45号（質疑・委員会付託）	58
議案第46号（質疑・委員会付託）	58
議案第47号（質疑・委員会付託）	58
議案第48号（質疑・委員会付託）	58
議案第49号（質疑・委員会付託）	59
議案第50号（質疑・委員会付託）	59
議案第51号（質疑・委員会付託）	59
認定第1号から認定第7号まで7件一括（質疑・委員会付託）	59
発議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）	63
発議第3号（提案説明・質疑・討論・採決）	67
議案第52号から議案第54号まで3件一括提案説明	68
議案第52号（質疑・討論・採決）	70
議案第53号（質疑・討論・採決）	71
議案第54号（質疑・委員会付託）	72
散会	72

9月21日（水曜日）第4号

議事日程	73
会議に付した事件	73
会議に出欠席した議員	73
説明のため出席した者の職、氏名	74
職務のため出席した者の職、氏名	74
開議の宣告	74
議案第44号から議案第46号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	75
議案第47号（委員長報告・質疑・討論・採決）	77
議案第48号（委員長報告・質疑・討論・採決）	77
議案第49号から議案第50号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	79
議案第51号（委員長報告・質疑・討論・採決）	80
議案第54号（委員長報告・質疑・討論・採決）	81
認定第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）	82
認定第2号から認定第4号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	86
認定第5号から認定第7号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	88
議員派遣の件について	90
議会閉会中の継続調査事件について	90
閉会	91

令和 4 年 9 月 6 日（火曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

令和4年9月6日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第5号 専決処分事項の報告について
 同意第4号 美浜町教育委員会委員の任命について
 議案第44号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第45号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第46号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について
 議案第47号 美浜町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について
 議案第48号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）
 議案第49号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第50号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第51号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
 認定第1号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
 認定第2号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第3号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第4号 令和3年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第5号 令和3年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第6号 令和3年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山 本 辰 見 君	2番	鈴 木 美代子 君
3番	森 川 元 晴 君	4番	石 田 秀 夫 君
5番	杉 浦 刚 君	6番	廣 澤 究 君
7番	大 寄 晓 美 君	8番	中須賀 敬 君
9番	横 田 貴 次 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	横 田 全 博 君
13番	野 田 増 男 君	14番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	齋藤 宏一君	副町長	八谷 充則君
教育長	伊藤 守君	総務部長	杉本 康寿君
厚生部長	高橋 ふじ美君	産業建設部長	宮原 佳伸君
教育部長	夏目 勉君	総務課長	中村 裕之君
秘書課長	大松 知彰君	企画課長	戸田 典博君
防災課長	富谷 佳成君	税務課長	小島 康資君
住民課長	藪井 幹久君	健康・子育て課長	下村 充功君
環境課長	谷川 雅啓君	産業課長	三枝 利博君
建設課長	茶谷 昇司君	都市整備課長	平野 和紀君
水道課長	竹内 健治君	会計管理者	宮崎 典人君
学校教育課長	近藤 淳広君	生涯学習課長	山本 圭介君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 富谷 佳宏君 主幹兼議会係長 森 秀雄君

[午前9時00分 開会]

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和4年第3回美浜町議会定例会開催に当たりまして、皆様の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からマスクの着用をお願いしておりますけれども、飛沫防止用アクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますので、冒頭お伝えをさせていただきます。

また、今、愛知県では、B.A. 5対策強化宣言が9月末まで延長される中、本町の感染者数も2,700名をいよいよ超えてまいりました。議員の皆様も感じておられると思うのですけれども、いつ何どき感染してもおかしくない大変厳しい状況の中で、本日、全ての議員の皆様が体調管理、またコロナ対策をしっかりとしていただく中で、14人そろって議会を迎えることができましたこと、議長として心から皆様の日頃の精進に感謝を申し上げたいと思います。

台風の接近に伴う大雨の影響、またコロナの状況、大変厳しい中での定例会の開催となりますけれども、令和3年度の決算、また補正予算も第4号を迎えております。大変重要な案件が上程されている議会でございますので、開催中、皆様には確実に引き続きコロナに対する対策をしっかりとしていただく中で、最後まで一緒に務めさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、会議に先立ち、お願ひいたします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御理解、御協力をお願ひいたします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

おはようございます。

本日、令和4年第3回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には全員御出席いただきましてありがとうございました。まずもってお礼を申し上げます。

さて、暦も9月を迎える実りの時期であると同時に、本格的な台風シーズンの到来でもあります。災害発生の可能性が増す、そうした季節となつてまいりました。

また、台風に限らず、大雨警報等の発出による河川の氾濫や土砂災害等が全国各地で発生しており、本町においても、想定外の自然災害がいつ起きても不思議ではない、そんな不安感を抱く方もおいでかと思います。

我々行政は、常に危機意識を持ち、住民の生命及び財産の確保に努める、そういう気構えでいなければと、改めて心に強く思うところでございます。

議員の皆様方におかれましても、町行政に対して、一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回美浜町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日、福祉課長が体調不良により欠席しておりますので、皆様に御報告させていただきます。

また、監査委員より、令和4年5月分、6月分及び7月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があつた者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから、御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横田貴次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番 鈴木美代子議員、11番 大岩靖議員を指名いたします。両議員、よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（横田貴次君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 報告第5号 専決処分事項の報告についてから

認定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで17件一括
提案説明

○議長（横田貴次君）

日程第3、報告第5号 専決処分事項の報告についてから認定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上17件を一括議題といたします。

以上17件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

本日御提案申し上げますのは、報告第5号 専決処分事項の報告についてをはじめとして17件でございます。早速、提案理由を御説明させていただきます。

初めに、報告第5号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る令和4年6月10日金曜日午前11時30分頃、美浜町大字古布字屋敷73番地8におきまして、大型店舗駐車場出口付近の通学路標識に車が接触し、損壊させた事故が発生いたしました。この事故に関して、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、賠償金額6,600円で協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、賠償の額及び和解について、7月21日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告を申し上げます。

次に、同意第4号 美浜町教育委員会委員の任命についてでございますが、美浜町教育委員会委員の新美達己氏が、来る9月30日をもって任期満了となります。つきましては、新美氏の後任として、奥田地区在住の野田有美香氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は、令和4年10月1日より令和8年9月30日までの4年間でございます。野田有美香氏におかれましては、大学御卒業後、福祉関係の会社に入社をされ、現在は観光農園に関わる会社にお勤めをされております。これまでに、PTA活動をはじめ地域活動に積極的に取り組まれておられ、地元の人望も厚く、本町の教育委員会委員としてふさわしい方でございますので、御同意をいただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、議案第44号 美浜町議會議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第45号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第46号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第47号 美浜町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、河和南

部小学校の閉校に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第48号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ6億2,571万5,000円を追加し、補正後の予算総額を93億5,585万円とするものでございます。第2条は、地方債の補正でございます。

次に、議案第49号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、補正後の予算総額を22億3,974万3,000円とするものでございます。

次に、議案第50号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1億604万4,000円を追加し、補正後の予算総額を19億6,612万6,000円とするものでございます。

次に、議案第51号です。令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ37万4,000円を追加し、補正後の予算総額を3,255万5,000円とするものでございます。第2条は、地方債の補正でございます。

次に、認定第1号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、一般会計の決算額は、歳入総額96億7,054万2,000円、歳出総額92億9,679万3,000円です。歳入歳出差引額は3億7,374万9,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額133万7,000円を差し引いた3億7,241万2,000円が実質収支額となりました。

次に、認定第2号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額22億2,092万7,000円、歳出総額21億4,982万8,000円で、歳入歳出差引額7,110万円の黒字となりました。

次に、認定第3号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額3億4,599万7,000円、歳出総額3億4,376万6,000円で、歳入歳出差引額223万1,000円の黒字となりました。

次に、認定第4号 令和3年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額18億4,406万円、歳出総額17億3,848万5,000円で、歳入歳出差引額1億557万5,000円の黒字となりました。

次に、認定第5号 令和3年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出総額ともに3億140万5,000円となりました。

次に、認定第6号 令和3年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出総額ともに2,674万円となりました。

次に、認定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、初めに、剰余金の処分については未処分利益剰余金2,954万4,000円を資本金へ組み入れることとし、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、決算の認定についてでございますが、収益的収支の収入は5億1,928万7,000円、支出は4億6,586万4,000円となり、消費税精算後の当年度純利益は2,954万4,000円となりました。

次に、資本的収支の収入は1億1,647万8,000円です。支出は3億3,560万6,000円となり、収支の不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、議案第44号から議案第51号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明をいたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

[降 壇]

○総務部長（杉本康寿君）

次に、議案第44号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改

正する条例についてでございますが、資料の2、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第4条第2号アにおいて、選挙運動用自動車の1日当たりの使用料の上限を「1万5,800円」から「1万6,100円」に、同号イにおいて、選挙運動用自動車の燃料代金を「7,560円」から「7,700円」に改正するものでございます。

裏面を御覧ください。

第8条では、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の上限を「7円51銭」から「7円73銭」に、第11条では、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を「525円6銭」から「541円31銭」に改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からでございます。

次に、議案第45号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料3の美浜町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するものとなります。

第2条第3号ア（ア）では、非常勤職員の出生後57日間以内に育児休業を取得する場合の要件を緩和するものでございます。

裏面を御覧ください。

同条同号イ、第2条の3第3号及び第2条の4にかけては、子の1歳到達日以降における非常勤職員の育児休業に関し、夫婦交代で取得を各期間1回可能にするように改正するものでございます。

第3条第5号では、育児休業の取得が原則2回まで可能になったことから、育児休業等計画書の申出は不要となり条文の削除を、第7号では、引き続いての採用及び更新による再度の育児休業について、非常勤職員と同様に任期付職員も含めて取り扱う改正でございます。

なお、施行日につきましては、令和4年10月1日でございます。

次に、議案第46号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてでございますが、資料の4、美浜町税条例等の一部を改正する条例条文別改正内容及び美浜町税条例新旧対照表を併せて御覧ください。

改正の内容につきましては、第1条関係で、第20条の4において、民法等の一部を改正する法律により、不動産登記法が改正され、被害者保護のための住所情報の記載に関する規定が追加されたことに伴う整備を、第32条第4項及び第6項では、地方税法の改正により、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、所得税と町民税の課税方式を一致させることとする規定の整備を、第33条の9第1項及び第2項では、配当割額及び株式等譲渡所得割額について、所得金額と同様、所得税と町民税の課税方式を一致させることとする規定の整備を、第35条の2第1項では、地方税法改正に伴い、配偶者特別控除の定義についての整備を、第35条の2第2項では、地方税法改正に伴い、引用条項の整備を、第35条の3第2項及び第3項では、地方税法の改正に合わせ改正するものでございます。

第35条の3の2及び第35条の3の3では、地方税法改正に伴い、配偶者が退職手当等を有する場合に、扶養親族等申告書に配偶者の氏名を記載する規定を追加するなどの整備を、第49条の7では、地方税法改正に伴い、引用条項の整備を、附則第7条の3の2では、住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴い、適用年度を令和15年度から令和20年度へ、居住年を令和3年から令和7年に改めるものでございます。

附則第16条の3第2項及び附則第20条の2第4項から第20条の3第6項までの町民税の課税の特例では、分離課税について、所得税と町民税の課税方式を一致させることとする規定の整備を、附則第17条の2第3項では、引用条項の削除に伴う規定の整備を、附則第24条及び附則第25条では、コロナを踏まえた上乗せ措置が住宅借入

金等特別税額控除の延長された期間に含まれることとなったため、削除するものでございます。

次に、第2条関係でございます。

第35条の3の3第1項では、地方税法改正に伴い、扶養親族に係る規定についての整備を、附則第2条第2項では、町民税に関する経過措置について、適用条項を整備するものでございます。

なお、施行日につきましては、第1条では令和5年1月1日でございます。ただし、第1号に掲げる規定は令和6年1月1日、第2号に掲げる規定は、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日でございます。

第2条では納税証明書、第3条では町民税に関する経過措置となります。

議案第44号から議案第46号の説明は、以上でございます。

○教育部長（夏目 勉君）

次に、議案第47号 美浜町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料ナンバー5、美浜町学校給食センター設置条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容は、河和小学校と河和南部小学校の再編をはじめとする学校再編計画に基づき、学校給食センターの設置目的を整理するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。

議案第47号についての説明は、以上でございます。

○総務課長（中村裕之君）

次に、議案第48号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、初めに歳出から説明いたしますので、補正予算書の20、21ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の秘書課時間外勤務手当においては、派遣職員の時間外勤務手当の増を、11目基金費の基金積立事業においては、事業費の確定や普通交付税等が見込みより増加したことによります各基金の積立金の増を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の臨時特別給付金給付事業では、住民税非課税世帯等給付金事業費等補助金の過年度返還金を、2目老人福祉費、介護保険繰出金では、介護報酬改定システム改修分に伴う事務費及び過年度低所得者保険料軽減分に伴う繰出金の増を、3目障害者福祉費の障害福祉サービス事業では、障害者支援負担金の過年度返還金を、地域生活支援事業では、地域生活支援事業費等補助金の過年度返還金を計上いたしました。

22、23ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、児童福祉事業では、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金等の過年度返還金を、2目保育所費、保育所運営事業では、野間保育所屋根防水修繕工事費を、3目児童福祉施設費、児童館運営事業では、職員の病気休暇に伴う会計年度任用職員報酬の増を計上いたしました。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、一般財源及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から町債への財源更正を、3目保健対策費、健康推進事業では、がん患者への医療用ウイッグ及び乳房補整具を補助するがんアピアランスケア支援事業費補助金を計上いたしました。2項清掃費、1目清掃総務費、ごみ減量化事業では、生活支援指定ごみ袋配布業務委託料を計上いたしました。

24、25ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の農地事務では、農業集落家庭排水処理施設特別会計への繰出金を計上いたしました。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費では、人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の増を計上いたしました。

8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費、海岸飛砂対策事業では、海岸飛砂ネット等設置撤去費の増を計上いたしました。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、非常備消防事業では、物価高騰に伴います町消防団詰所新築工事費の増を計上いたしました。

26、27ページを御覧ください。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費及び3目中学校費、2目教育振興費では、一般財源から元気な愛知の市町村づくり補助金への財源更正を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容について御説明いたしますので、14、15ページを御覧ください。

10款地方特例交付金におきましては、国からの交付額確定通知による当初予算との差額の増を、11款地方交付税においては、普通交付税の交付額確定による当初予算との差額の増を、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、過年度低所得者保険料軽減負担金においては、実績額の確定による当初交付決定額との差額の増を、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金においては、子ども・子育て支援事業費補助金の増を計上いたしました。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、過年度低所得者保険料軽減負担金においては、実績額の確定による当初交付決定額との差額の増を、16、17ページを御覧ください、2項県補助金、1目総務費県補助金においては、元気な愛知の市町村づくり補助金（チャレンジ枠）の確定による増を、3目衛生費県補助金においては、がんアピアランスケア支援事業費補助金の増を計上いたしました。

17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入においては、土地売払収入による増を、19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金においては、令和3年度介護保険特別会計の精算に伴う繰入金の増を計上いたしました。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金においては、今予算が歳入超過となったことによります財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。

20款繰越金においては、前年度繰越金の確定に伴う増を計上いたしました。

18、19ページを御覧ください。

22款町債、1項町債、3目消防債においては、町消防団詰所新築工事費に係る緊急防災・減災事業債を、5目臨時財政対策債においては、発行可能額が確定したことに伴う臨時財政対策債の減を、6目保健衛生債においては、保健センター空調設備更新工事等に係る保健衛生債の増を計上いたしました。

次に、8ページ、第2表地方債補正を御覧ください。

非常備消防事業により、緊急防災・減災事業債を1,220万円増額し、限度額を5,220万円に、保健センター管理運営事業により、保健衛生債を1,580万円増額し、限度額を8,870万円に、また臨時財政対策債の発行可能額が確定したことにより、臨時財政対策債の限度額を1,960万円減額し、1億3,040万円に変更するものでございます。

議案第48号の説明は、以上でございます。

○住民課長（藪井幹久君）

次に、議案第49号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の44、45ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、一般管理事業において、国保情報データベースシステム改修委託料16万5,000円を計上いたしました。この国保情報データベースシステムは、本町の国保情報を国及び県に

報告するためのシステムであり、今年度から実施する未就学児に係る国民健康保険税被保険者均等割の減額についての報告に対応するためにシステム改修する費用でございます。

次に、歳入を御説明しますので、42、43ページを御覧ください。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金において、特別調整交付金分としてシステム改修費用が全額交付されますので、歳出と同額の16万5,000円を増額計上いたしました。

議案第49号の説明は、以上でございます。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

次に、議案第50号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の60、61ページを御覧ください。

1款、1項総務管理費、1目一般管理費において8万8,000円を増額計上いたしました。これは、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修に係る費用でございます。

4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金において5,165万2,000円を増額計上いたしました。これは、前年度繰越金から国・県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金と一般会計への繰出金を差し引いた残額を次期計画期間の保険料上昇の抑制に充てるため、積み立てるものでございます。

5款諸支出金、1項、2目償還金におきましては、令和3年度の介護給付費等における国・県の負担金及び社会保険診療報酬支払基金の交付金の精算に伴い、超過額を返還する経費として2,360万3,000円を増額計上いたしました。

2項繰出金、1目一般会計におきましても、令和3年度の一般会計から繰入金の精算に伴い、超過額を返還する経費として3,070万1,000円を増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。

58、59ページを御覧ください。

6款、1項、4目事務費等繰入金においては、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修に係る経費を一般会計より繰り入れるため、8万8,000円を増額計上いたしました。

5目低所得者保険料軽減繰入金においては、令和3年度の精算に伴う追加交付38万2,000円を一般会計より繰り入れるため、増額計上いたしました。

7款、1項、1目繰越金においては、前年度からの繰越金1億557万4,000円を増額計上いたしました。

議案第50号の説明は、以上でございます。

○水道課長（竹内健治君）

次に、議案第51号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の76、77ページを御覧ください。

1款、1項、1目一般管理費において、人事異動に基づいた人件費の増を計上いたしました。

2款、1項、1目施設整備費において、一般財源から町債への財源更正を計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。

補正予算書の74、75ページを御覧ください。

3款、1項、1目他会計繰入金において、一般会計繰入金の減を計上いたしました。

7款、1項、1目集落排水事業債において、施設整備事業に係る農業集落排水事業債の増を計上いたしました。

議案第51号の説明は、以上でございます。

○議長（横田貴次君）

報告第5号 専決処分事項の報告についてから認定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの説明が終わりました。

○議長（横田貴次君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、明日9月7日を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、明日9月7日を休会することに決定いたしました。

来る9月8日は午前9時より本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

[午前9時47分 散会]

令和 4 年 9 月 8 日（木曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

令和4年9月8日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山 本 辰 見 君	2番	鈴 木 美代子 君
3番	森 川 元 晴 君	4番	石 田 秀 夫 君
5番	杉 浦 刚 君	6番	廣 澤 育 君
7番	大 寄 晓 美 君	8番	中須賀 敬 君
9番	横 田 貴 次 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	横 田 全 博 君
13番	野 田 増 男 君	14番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	中 村 裕 之 君
秘 書 課 長	大 松 知 彰 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君
防 災 課 長	富 谷 佳 成 君	税 务 課 長	小 島 康 資 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美代子 君
健 康 ・ 子 育 て 課 長	下 村 充 功 君	環 境 課 長	谷 川 雅 啓 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	茶 谷 昇 司 君
都 市 整 備 課 長	平 野 和 紀 君	水 道 課 長	竹 内 健 治 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 人 君	学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君
生 涯 学 習 課 長	山 本 圭 介 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 富 谷 佳 宏 君 主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前9時00分 開議〕

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和4年美浜町議会第3回定例会の2日目の日程、一般質問の日を迎えました。関係各位の皆様には、常日頃、感染症対策を確実に心がけていただく中、そろっての御出席に心から感謝申し上げます。

また、一般質問の傍聴にお越しになられた皆様にも感謝を申し上げたいと思います。厳しい目線で議会を傍聴していただき、お手元のアンケートへの御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

また、美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、議場内におきましてもマスクの着用をお願いしておりますが、飛沫防止用アクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただいておりますので、冒頭でお伝えをさせていただきます。

現在、愛知県では、B.A. 5対策強化宣言に基づく感染予防対策の徹底の呼びかけを9月末日まで延長しており、本町の感染者も2,800名を超えている状況であります。大変厳しい状況の中での本定例会の開催となりました。議会といたしましても感染症予防対策を確実に実施させていただきますが、傍聴にお越しになられた皆様には何かと御不便をおかけいたしますが、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

今もなお最前線でワクチン接種に対応していただいている皆様の御労苦を無駄にすることのないように、関係各位の皆様には、本定例会の会期中を含め特に確実な予防対策を心がけていただきますよう心からお願ひ申し上げます。

会議に先立ち、お願ひいたします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行していますので、御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可いたしましたので報告させていただきます。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（横田貴次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には6名の議員より質問の通告をいただいております。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことといたします。

初めに、議長からお願ひを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおきましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員におきましても、誠実で簡明な答弁をされるようお願ひいたします。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括質問し、執行部の答弁の後の再質問においては、一問一答いたします。なお、質問を明確にするため、背景、経緯並びに要望に関する発言は、厳にお慎みいただくようよろしくお願ひ申し上げます。

最初に、8番 中須賀敬議員の質問を許可いたします。中須賀敬議員、質問してください。

[8番 中須賀敬君 登壇]

○8番（中須賀 敬君）

皆さん、おはようございます。

今回、1番ということでくじが当たりましたので、私から始めさせていただきます。8番 中須賀敬、チャレンジM I H A M A所属でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問の通告書に基づき質問させていただきます。

ごみの減量化について。

令和3年度から始まりました家庭系可燃ごみ袋有料化をはじめとする一連の家庭系ごみ減量化施策は、成果があつたと認識しています。家庭系ごみの減量化推進は、広域処理が本格的に開始された中で、他の構成市町とのある意味競争と言えます。今後も引き続き真剣に取り組む重要課題として、家庭系ごみの減量化について、あるいはその他も含めて、お伺いしたいと思います。

(1) 可燃ごみ等における目標達成の要因は。

広報みはま7月号には、可燃ごみ、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装の令和3年度の収集実績が掲載されました。それぞれ目標を上回る実績でしたが、その要因をどのように捉えていますか。

(2) 今後の収集状況におけるリバウンドへの対応は。

令和4年度に入り、4月、5月と収集実績では可燃ごみは増加、ミックスペーパーは減少とリバウンドしておりますが、今後の対応はどのようにお考えですか。

(3) 令和4年度以降の目標は。

可燃ごみ、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装の今後の減量化施策の目標数値をどのようにお考えですか。

(4) 土曜エコステーションの利用者は。

令和3年度から始まりました土曜エコステーションですが、1年が経過しました。広報みはま8月号によりますと、月2回行われている各地区の分別収集の実績としては、1回当たりの収集量について東部地区が257キロ、西部地区が293キロであるのに対して、土曜エコステーションでは東部地区が331キロ、西部地区が349キロとなっています。実績の数字では十分な需要があると考えられますが、この土曜エコステーションについて、どのような方が利用しているのかお尋ねします。

ありがとうございました。

以上で、私の壇上での質問を閉じさせていただきます。御回答よろしくお願ひいたします。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

皆さん、おはようございます。また今日もよろしくお願ひします。

質問第1の中須賀敬議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、ごみの減量化についての御質問の1点目、可燃ごみ等における目標達成の要因はについてでございまが、令和3年度の実績で可燃ごみの年間排出量は、美浜町ごみ減量化実施計画改訂年度の平成29年度比510トンの減量目標に対しまして約1,165トンの減量となりました。ミックスペーパーでは年間170トンの資源化目標に

対しまして約221トンを、プラスチック製容器包装では年間160トンの資源化目標に対して約185トンをそれぞれ資源化ができました。

各項目での目標達成の要因はについてですけれども、令和3年4月から始まった可燃ごみ袋の有料化とプラスチック製容器包装の分別により、町民の皆様のごみ分別への関心が高まつたことによるものと考えております。

次に、御質問の2点目です。今後の収集状況におけるリバウンドへの対応はについてでございますが、今年4月と5月の可燃ごみの排出量とミックスペーパーの収集量は、前年度同月に対して可燃ごみは増加し、ミックスペーパーは減少する結果となりました。これは、ごみの分別に対する意識の低下が考えられ、今後は、なお一層ごみの減量化及び資源化の必要性について、広報等で粘り強く周知してまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目です。令和4年度以降の目標はについてでございますが、本町におけるごみ減量化実施計画の計画期間は平成29年度から令和3年度までとなっております。令和3年度のごみの排出量等の把握ができたことから、現在、10月を策定目標に令和4年度からのごみ減量化実施計画の改訂作業を行っております。現状を踏まえ、さらなる目標を設定し、ごみの減量化及び資源化に努めてまいります。

次に、御質問の4点目です。土曜エコステーションの利用者はについてございますが、土曜エコステーションは令和3年度からの新たな事業であり、収集品目は各地区で行われている分別収集と同様で、毎月第2土曜日の午前8時から10時まで、保健センター前の駐車場と奥田公民館駐車場で実施をしております。

利用者については、月2回行っております各地区の分別収集の受入れ時間が平日の午前7時から8時までとなっていることから、これらの時間帯に分別ごみを出すことが困難な方が主に利用されていると考えております。

以上で、壇上での答弁を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○8番（中須賀 敬君）

可燃ごみの減量目標が510トン、2倍以上の量を減量することができましたが、そのような大きな減量ができる理由はどのようにお考えですか。

○環境課長（谷川雅啓君）

どうしてごみの減量ができたのかの御質問でございますが、可燃ごみの減量目標510トンが平成29年度のごみ量との比較で、その間に、平成29年度の年度途中からでございますが、ミックスペーパーの分別収集を開始いたしました。

令和3年度からは、可燃ごみの有料化、プラスチック製容器包装の分別収集、また草木剪定枝の資源化などを行っており、それらの取組によって減量できたと考えております。

○8番（中須賀 敬君）

令和3年度との比較では、4月、5月とリバウンドしておりましたが、それ以降の6月、7月、8月、実績が出てる部分まで結構ですので、どのようになっているか教えてください。

○環境課長（谷川雅啓君）

6月、7月の実績がどうなっているかの御質問ですが、6月、7月の実績につきましては逆の傾向が出ておりまして、可燃ごみは減少、ミックスペーパーは増加する結果となっております。ちなみに、プラスチック製容器包装につきましても、4月、5月が増加したのに対して6月、7月は減少いたしました。全ての項目につきまして逆の数字となっております。

前年度対比で増加、減少を繰り返しながら、結果的にごみが減量し、資源化が進めばと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○8番（中須賀 敬君）

広報での周知のほかに、具体的にごみの減量化、資源化への取組として、衛生組合、環境課含めまして、どのようなことを取組として行っているか教えてください。

○環境課長（谷川雅啓君）

広報の周知以外の取組はという御質問でございます。

町内の集積所より収集される家庭系可燃ごみ袋の中身、組成調査を、年1回、河和地区と奥田地区で実施し、実態の把握を行っております。調査結果を分析し、広報などで公表することで、資源化できる項目の分別収集をさらに進め、可燃ごみの減量に努めております。

○8番（中須賀 敬君）

それでは、組成調査ですか、その具体的な方法とか内容を説明してください。

○環境課長（谷川雅啓君）

組成調査の具体的方法ですが、河和地区と奥田地区の家庭系可燃ごみを対象にしております。集積所に出される可燃ごみ袋を40袋ずつ無作為に回収いたします。その内容物の分析を行います。紙、布類、ビニール、生ごみ等がどのぐらいの割合で入っているのかを項目ごとに調査するものでございます。可燃ごみ袋に資源化できるミックステーパー、プラスチック製容器包装がどのくらい入っているかを把握することで、資源化の参考とするものでございます。

○8番（中須賀 敬君）

では、組成調査を行った具体的な調査とか結果の分析をどのようになっているのかお示しください。

○環境課長（谷川雅啓君）

令和3年の12月に実施いたしました組成調査の結果を報告させていただきます。

紙類が河和地区で約30%、奥田地区で約16%が可燃ごみ袋に混在しておりました。また、プラスチック類が河和地区、奥田地区とも15%前後が入っておりまして、そのほとんどがプラスチック製容器包装でございました。

混在していたもの全てを資源化することは難しいと思いますが、減らすことはできると考えております。調査結果を基に周知し、資源化に努めてまいります。

○8番（中須賀 敬君）

分かりました。なかなか住民の皆さんに御理解いただいてというのは難しいかと思いますが、我々も含めて頑張っていく件だと思います。

それでは、以前にも伺いましたが、可燃ごみ袋に、明らかに缶だとか瓶だとか、いわゆる可燃ごみとして収集すべきではないものが、もちろん見えなくて気がつかない場合というのも当然あると思いますが、業者の方が、積み込むときに、明らかにそういう瓶とか缶とか入れるべきものではないものが入っていると収集の担当者が方が認識した場合、その後それをどのようにして処分する形になりますでしょうか。

○環境課長（谷川雅啓君）

集積所に出された瓶や缶、その他回収できないものにつきましては、各地区に環境美化推進員さんが見えます。また、行政区の区長さんははじめ区の方が定期的に集積所を巡回していただいております。回収業者が回収していくなかったごみは、可能な限りその方たちが処分をしていただいております。それでも処分できないものがあります。そういうものや相談があったものにつきましては、環境課職員が回収に回っております。

○8番（中須賀 敬君）

ありがとうございました。

なかなか大変ですけれども、頑張っていただきたいと思います。

令和4年度以降の目標については、現在、計画の改訂作業を行っている途中だということですが、目標値の設定をどのように考えていますでしょうか。

○環境課長（谷川雅啓君）

ごみ減量化実施計画の目標数値の設定の考えはの御質問でございますが、ごみの減量化、資源化の必要性を周知しながら、現状値を基に減量目標を設定したいと考えております。また、必要に応じて中間での見直しを行っていきたいと思います。

○8番（中須賀 敬君）

具体的にこれといったことが今のところまだ検討中だそうですので、深く聞いてもお答えが出てこない可能性がありますので、次に移ります。

土曜エコステーションについて質問させていただきましたが、例えば、土曜エコステーションを西側、東側1か所ずつではなく、ステーションの数を増やすとか、あるいは月ごとの回数を増やすとか、そのあたりに関してどのような見解をお持ちか教えてください。

○環境課長（谷川雅啓君）

土曜エコステーションの回数、場所を増やす考えはの御質問でございますが、今のところそのような考えはございませんが、一度アンケート調査を実施したいと考えております。状況を踏まえて把握して、ニーズが高まるようであれば、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○8番（中須賀 敬君）

先ほどの町長による第1答弁でも、土曜エコステーションでの実績が、それぞれの地区での資源回収、今日も西側は木曜日で今朝ありましたけれども、その数字を上回っているということですので、やたらに回数を増やすとか場所を増やすではなくてもいいと思いますけれども、やはり時間帯が朝7時から8時ではないことで、遅い時間と言ったらあれですけれども、休みの方が多い土曜日ということで、住民の皆様は結構出しやすくなつたと言っている声も聞きましたので、今後とも検討していただきたいと思います。

それで、非常に質問が短くて申し訳ないのですけれども、今回のこの質問に対する御答弁をいただいていた範囲では、やはりごみの減量化は、全て地域住民の皆さんに御理解いただいて御協力をいただく、その努力を美浜町なり環境課なり組合なり、あるいは我々議員もそうですけれども、いかにしてその思いを伝えていくかということに尽きるような気がしますので、大変な部分だとは思いますが、今後とも頑張っていただきたいと思います。

大変短いですが、私の質問はここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、中須賀敬議員の質問を終わります。中須賀敬議員は自席にお戻りください。

[8番 中須賀敬君 降席]

○議長（横田貴次君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を10時とさせていただきます。

[午前9時26分 休憩]

[午前10時00分 再開]

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 大岩靖議員の質問を許可いたします。大岩靖議員、質問してください。

[11番 大岩靖君 登壇]

○11番（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。11番 大岩靖、事前に議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

本日は、私は町道の整備及び維持管理について質問をさせていただきます。

美浜町の第5次美浜町総合計画後期計画の事業計画第1章に「自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり」の中で、道路ネットワークの充実について4つの施策があります。

1つ目は、知多西部線の常滑美浜バイパスの早期完成を目指すとする都市計画道路の事業化推進、2つ目は、渋滞緩和のための交差点改良をはじめとする国道・県道の整備などとなっています。これら国・県が管理する国道247号線や県道の整備促進については、議会においても町執行部とともに国・県に対して強く要望しているところであります。

3つ目には、町道1・2級幹線道路の歩車道分離の改良事業の推進が挙げられています。これについては、現在、奥田地区の運動公園整備事業に併せ、隣接する町道森越・石坂平井線の改良工事が進められており、その後は町道奥田・河和線の一部区間の整備が予定されています。

4つ目は、橋梁の耐震化や維持管理になっています。これについては、法令に基づき5年前に橋梁点検をし、結果を基に耐震化や修繕工事が計画的に進められています。

これらの整備を進めている一方で、議会で幾度となく道路瑕疵による事故について専決処分事項が報告されます。

今回は、より町民生活に密着した町道の整備及び維持管理について、以下の質問をいたします。

(1) 道路瑕疵による事故件数、また事故の要因は。

過去5年間の道路瑕疵による事故件数、また事故の要因についてどのようなことが考えられますか、お聞きいたします。

(2) 町道の改良・補修工事を行う選定基準・優先順位はについてお聞きいたします。

工事を行う選定基準・優先順位はどのように決められていますか。

(3) 道路の損傷箇所の発見、確認などはどのように行っていますか。

道路の損傷に対する修繕等の早急な対応が重要と考えられますが、損傷箇所の発見、確認はどのように行っていますか。

(4) 道路の損傷通報サービスなどを実施する考えはありますか。

スマートフォンアプリなどで町民からの通報を受付する考えはありますか。

(5) 町道の通行に車両規制をしている道路はありますか。

市街化区域内の町道について、道路幅などによる通行規制などをしている道路はありますかについてお尋ねします。

以上、5項目について、壇上での質問を終了させていただきます。明確な答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（齋藤宏一君）

大岩議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、町道の整備及び維持管理についての御質問の1点目、道路瑕疵による事故件数、また事故の要因はについてでございますが、平成29年度から令和3年度までの過去5年間に、道路瑕疵による事故件数は8件でございました。事故の要因としましては、道路の陥没によるものが5件、落石によるものが2件、舗装と路肩の段差によるものが1件でございます。

次に、御質問の2点目で、町道の改良・補修工事を行う選定基準、そして優先順位はについてでございますが、道路改良工事などの維持補修では対応できない工事につきましては、毎年、各行政区からの要望事項に優先順位をつけて提出を依頼しております。

その要望事項について、担当職員が区長さんはじめ区会の皆様とヒアリングや現地の状況と一緒に確認し、また各地域の整備状況などを考慮の上、施工箇所の選定をしております。補修工事につきましては、連絡のあった都度、現地を確認した後に、緊急性や公共性などを考慮し、予算の範囲内で対応をしております。

次に、御質問の3点目です。道路の損傷箇所の発見、確認などはどうのように行っていますかについてでございますが、建設課の職員による道路パトロールのほかに、日本郵便株式会社との協定の中で、道路損傷の情報提供をしていただいており、また町職員による町政リポーター制度の通報によって確認をしております。

ただし、全ての道路の確認ができているわけではありませんので、住民の皆様や道路通行者からの情報提供により対応しているほうが多いのが現状でございます。

次に、御質問の4点目です。道路の損傷通報サービスなどを実施する考えはありますかについてでございますが、近隣市町では、現在、半田市において、スマートフォンの無料アプリを活用し、道路の陥没や公共施設の破損などを通報する取組となっております。また、全国では、スマートフォンの無料通信アプリLINEを活用し、道路の損傷などの通報を受け付けることで、住民の皆様が気軽に行政と接点を持てるような取組をしているところもございます。

本町としましても、半田市や全国の自治体の先進的な取組を参考としながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、御質問の5点目です。町道の通行に車両規制をしている道路はありますかについてでございますが、現在、町道の通行で車両規制をしているのは、橋梁での通行に対し、重量規制が1か所、最大幅規制をしているのが1か所の計2か所でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、壇上での答弁を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○11番（大岩 靖君）

隨時、再質問させていただきます。

まず、先ほど町長の答弁の中で、令和3年度までの5年間で道路の瑕疵による事故が8件発生したと言われましたが、道路管理者として、この8件が多いと思われますか、少ないと思われますか。まず、先にそれをお答えいただきたいと思います。

○建設課長（茶谷昇司君）

各市町の状況の把握や目安となる基準を設けておりませんので、多いか少ないかの判断はできませんが、道路

管理者としては道路瑕疵の事故ゼロ件を目標として事故防止に取り組んでいかなければならないと考えております。よろしくお願ひします。

○11番（大岩 靖君）

確かに基準というのはなかなか難しいところでありますけれども、ゼロ件を目標にというのは当然のことだと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、次に、事故の要因の中で、道路の陥没による事故が5件と言われました。その陥没の原因はどのようなものが考えられましたか。

○建設課長（茶谷昇司君）

陥没の要因としましては、地下の排水施設の損傷による陥没が1件、あと残り4件につきましては、舗装表面のひび割れや剥離によるもので、舗装の耐用年数、アスファルト舗装で10年、コンクリート舗装で20年という耐用年数がございますが、それを考慮すれば、経年劣化が主な原因と考えております。また、昔に比べ自動車の大型化や大型車の交通が増えたことなども、その原因の一つだと考えられます。

○11番（大岩 靖君）

分かりました。確かに経年劣化は避けられないところであります。ただ、やはり通行に支障が出ないように注意をしていただきたいと思います。

次に、では、工事を行う選定基準や優先順位について、毎年、各行政区からの要望事項を基にヒアリングや現地確認を行い、施工する箇所を選定していると先ほど答弁の中で言わましたが、その要望事項の中で、舗装の修繕に係る要望は何件ありますか。

○建設課長（茶谷昇司君）

令和4年度の建設課への要望ですと、全要望件数252件のうち、35件が既設舗装の修繕に係る要望でございました。

○11番（大岩 靖君）

250件の中で35件ですね。分かりました。

私も日頃から住宅地などの道路の舗装状況を気にして見てはおるのですが、舗装のひび割れ、剥がれ、段差など多くの箇所が発生しているように思われます。令和3年度で施工した舗装のひび割れや剥がれなどの修繕した工事件数と工事内容を特に舗装の構成について教えていただきたい。

○建設課長（茶谷昇司君）

令和3年度に施工した工事のうち、舗装のひび割れや剥がれなど舗装の劣化や老朽化に対応した舗装の修繕工事の件数は12件でございました。その他、建設課職員により補修した箇所というのは、かなり多くございます。

また、舗装の構成でございますが、一般的な町道としましては、アスファルト舗装については、路盤の厚みが20センチメートル、アスファルトの厚みが5センチメートルとなっております。あと、コンクリート舗装につきましては、路盤及びコンクリートの厚みはそれぞれ10センチメートルとなっております。このいずれも町で定められている基準の舗装構成でございます。

○11番（大岩 靖君）

町政概要によれば、町道の舗装は令和2年4月1日現在で全てが簡易舗装で延長が約300キロになっております。つまり、令和3年度に施工した箇所も簡易舗装となると思われますが、今後の維持管理を考慮すれば、大型車が頻繁に通行する道路や交通量の多い道路では本舗装で施工するほうが経済的と思われますが、道路管理者としてどのようにお考えですか。

○建設課長（茶谷昇司君）

本舗装で施工するほうが管理の面などでは有効だと思いますが、維持費に比べて本舗装の改良に係る費用のほうがかなり大きくなると思われますので、現時点では考えておりません。

○11番（大岩 靖君）

分かりました。やはり本舗装と今の簡易舗装だとかなり違うのですね。

それでは、次の質問をさせていただきます。

本町には、町道の総延長が約416キロメートルで、その72%が舗装の整備された道路で約300キロメートルとなっております。今後、この道路を町民や通行者の皆さんのが事故のない安心・安全で通行できるよう維持管理していくことは、道路管理者としては当然でありますが、道路の損傷に伴う修繕に係る費用の面や損傷箇所の早期発見、早期補修の対応等、多くの課題があると思われます。道路の舗装の修繕については、予算の面からも年度に施工できる箇所が限られると思いますが、維持管理を含め、より効率的、効果的に進めていただくことをお願いいたします。

一方で、道路の損傷箇所の発見、確認などは、先ほど答弁の中で、建設課職員による道路パトロール、また日本郵便株式会社との協定による情報提供、町職員による町政リポーター制度の通報、さらに住民などの皆様からの情報提供によるものと言っておりましたが、道路の瑕疵による事故件数ゼロを目標となれば、全国の自治体でも導入が近年増加している、スマホなどを使って町民の皆様が見つけた町内の道路の舗装や破損や不具合を写真撮影し、その写真と位置情報を送ることで破損状況や位置を迅速に把握することができると思われます。

道路等損傷通報サービスの導入を必要と考えますが、道路の情報のほかにも、ごみの不法投棄、交通安全施設の破損箇所、公園の施設の不具合などの通報にも活用できるものであり、また町民の皆様からの提供を受けた情報に対する役場の対応状況が、スマホ等で観覧が可能となりますので、町民の皆様の行政への参画意識を高めることができます。

このことが、道路の瑕疵による事故の減少につながると思いますので、ぜひ早急に導入を検討していただきたいと考えますが、再度、導入について、町の考えをお聞きいたします。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

先ほど町長の答弁でも、導入について検討するという答弁をさせていただきました。今、全国でいろいろな取組がされております。今、大岩議員から御提案がありました道路に限らず不法投棄ですか、いろいろな住民の方からいただきたい情報がございます。また、アプリにつきましても、無料のものから費用がかかるもの、またスマホを持っていても住民の方がそのアプリをダウンロードしなければいけないとか、今多く普及しているLINEだけでできるとか、いろいろなものがありますので、そういったことも含めまして、役場の中でも各部局と調整して、情報担当の意見も聞きながら検討していきたいと思っております。

○11番（大岩 靖君）

特に、これから、不法投棄が結構よく耳にも入ってきますので、その点も含め、できるだけ早期に実現させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、町道の車両規制について再質問いたします。

町道の橋梁での通行規制をしているところが2か所と、先ほど答弁の中で言われました。そのうち重量規制が1か所、最大幅規制が1か所と言われましたが、具体的な場所と規制を設けた理由をお伺いいたします。

○建設課長（茶谷昇司君）

それでは、まず重量規制を設けている箇所につきましては、布土地区にあります名鉄線路の高架橋であります

平井陸橋というものが、通行車両の重量制限が10トン未満となっております。あと、次に最大幅規制については、切山地区にある五宝川に架設されております宮前橋というもので、通行車両の幅の制限が1.3メートル未満となっております。

規制を設けた理由としましては、どちらの橋梁も台帳上、昭和30年とか建築年不詳とか、そういう状況で、かなり古い橋梁でございますので、規制をかけた詳細についてはちょっと分かりかねますが、その当時の通行車両の規格等を考慮し橋梁を建設したものと考えられます。

○11番（大岩 靖君）

分かりました。

昨今、運搬の車両や工事用の重機がかなり大型化しております。それに伴い住宅地内への大型車両の進入が増えているように思われます。国道や県道と違い、町道は、先ほどの答弁でも簡易舗装であると言われておりますが、そのため、狭い道路などでは大型車両の走行による舗装などの道路施設に、振動など住民への健康被害などが少し危惧されるところであります。住宅地などの地域を限定し、大型車両に対し速度規制や通行規制を設ける必要があると考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○建設課長（茶谷昇司君）

今現在、町内の生活道路で大型車両の通行を禁止している箇所はありませんので、町としては、住宅建設など一時的に大型車両の通行が必要である場合には、徐行や交通誘導員の配置など安全対策を講じれば、やむを得ないものと考えております。

ただし、住宅地の生活道路が大型車両の走行で日常的または通り抜け道路として使用されている箇所があれば、大型車両進入禁止などの措置を講ずることも可能かというのを警察などと相談していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○11番（大岩 靖君）

その通行に対して、今、答弁の中で、警察にも相談と言われましたが、例えば警察に相談して、それが町道に関して、なかなか難しいと思うのですが、それによって相談に警察がどのような対応を取ってくれるというのは実際あるのですか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

道路に規制をする場合、通常、警察の権限のものが多くあると思います。道路標識につきましては、種類がありまして、案内標識ですか警戒標識とか規制標識というのがございます。規制標識については、一部、市町村で設置できるものもありますし、警察で設置するものもございます。ですので、規制というか、看板の内容によって道路管理者ができるものと警察に相談する必要があるものがございますので、その状況を把握した中で相談して対応していきたいと思っております。

○11番（大岩 靖君）

最後に、少しもう一つ、今のことに関して再度聞きたいのですが、例えば住宅専用地域で車両規制は確かに難しいと思われます。大型車両による道路振動などが頻繁に起こるひどい道路では、住民の安全確保のためにも速度規制標示などが必要と思われますが、それについて考えはありますか。

○環境課長（谷川雅啓君）

振動により道路に何らかの規制ができるかの御質問ですが、振動に限らず、環境課にそういった苦情が入りまると、まず職員が現地を確認して状況を把握いたします。苦情に当たると判断いたしましたら、原因者と話し合い、それでも改善されなければ、具体的な数値を測定して、法で定められる規制基準を超えているようであれば、

関係部署、関係機関と連携し対応していきますので、よろしくお願ひいたします。

○11番（大岩 靖君）

分かりました。

先ほど産業建設部長からも言われましたが、何とか、規制は難しいですが、警察とも相談していただいて、例えば看板設置だとかそういう方向で考えていただければ、住民の安心・安全のまたそれが強くなるのではないかと思われますので、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。

以上で私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩靖議員は自席に戻ってください。

[11番 大岩靖君 降席]

○議長（横田貴次君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を11時とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

[午前10時30分 休憩]

[午前11時00分 再開]

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 大寄暁美議員の質問を許可いたします。大寄暁美議員、質問してください。

[7番 大寄暁美君 登席]

○7番（大寄暁美君）

皆さん、こんにちは。議長の許可をいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。

今回は、子育てに関する質問を2つします。

今年6月、こども家庭庁設置法案等に関する参考人として明石市の泉市長が意見陳述し、その中で「お金がないときこそ子供にお金を使うのです。そうすると地域経済は回り始め、お金が回る」と話されました。明石市では、子供を核としたまちづくりに取り組み、9年連続で人口を増加させ、2018年には合計特殊出生率を1.7にさせ、税収も8年間で32億円増加させました。泉市長は、子供に優しいまちづくりをすれば、地域経済も回り、税収が増え、それを財源として市民サービスも向上し、子供から高齢者まで誰にとっても住みやすいまちになるということを実証されました。

財政が厳しい美浜町において、明石市の打ち出した施策をそのままねることはできないかと思いますが、人口減少の歯止めや地域経済の発展のために手厚い子育て支援をするべきという考えに立って、ファミリー・サポート・センター事業と保育所へ通所する保護者の方の負担軽減について質問いたします。

1、みはまファミリー・サポート・センター事業について。

ファミリー・サポート・センター事業、通称ファミサポとは、子育てを手助けできる方と一緒に子育てを手伝ってほしい方が会員登録し、有償で助け合う事業です。みはまファミリー・サポート・センター事業では、手助けする側を提供会員、手助けを受ける側を依頼会員といい、手助けを受けて手助けもするという会員を両方会員と呼んでいます。

ファミサポの事業内容を少し説明したいと思います。子育てをしていると、保育所の送り迎えをしてほしい、子供を預けて用事を済ませたい、通院したいなど、何らかの事由が発生します。祖父母が近くにいて、いつでも

子供を見てくれるという家庭ばかりではありませんので、気軽に子供を預けられる、もしものときに頼れる、ファミサポはそんな事業であると思います。

さて、現在、核家族化のより一層の進行や親の就労形態の多様化など、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。同時に、子育てニーズも多様化していると言われています。そこで、ファミリー・サポート・センター事業の機能を高めていくことで、多様な子育てニーズに対応した幅広い支援を充実させてはどうかと質問いたします。

(1) みはまファミリー・サポート・センター事業の現状は。

会員数、活動状況など現状を教えてください。

(2) 多様な子育てニーズに対応するように事業内容を広げては。

多様な子育てニーズに対応していくため、家事や子育ての手伝いをする産前産後のサポート事業や講演会等の託児事業をファミリー・サポート・センター事業に組み込む考えはありませんか。

(3) ひとり親世帯等への利用料金の助成を。

知多管内では知多市が実施していますが、ひとり親世帯や非課税世帯等の方がファミサポを利用した際の利用料金に対して、町が補助を出してはどうでしょうか。

2、保育所へ通所する保護者の方の負担軽減について。

保育所に2歳のお子さんを通わせている方から、この写真を頂きました。どうぞ御覧ください。

保育所に乳幼児を通わせている場合、ほぼ毎日、名前を書いたおむつ、食事やおやつ用にエプロンとお絞りを3セット以上、手拭き用タオル、パジャマを持参します。加えて、週の初めには昼寝用の布団とおむつ入れバケツを持参します。このほかに、着替え2セット、お尻拭きやティッシュを常備しておきます。これらの荷物を準備することの煩雑さに加え、荷物を持って乳幼児と共に保育所に通所することは、仕事と育児を両立させる保護者にとってかなり大きな負担となっています。

そこで、保護者の負担軽減を求めて質問いたします。

(1) 使用おむつの処理を保育所で。

8月から試験的に使用おむつの処理を保育所で行っていると聞きました。1ヶ月運用し、保護者の方や保育士からの評判はどうでしょうか。

(2) 保育所に午睡用ベッド、お昼寝用のベッド「コット」を導入する考えは。

保護者の方から、多くの民間保育園で使用しているコットを導入してほしいと強い要望をいただきました。コットとは、ポリエステルメッシュの布が張られた簡易ベッドです。これを使用することで、保護者が布団を運ぶ必要がなくなり、シーツとタオルケットのみになります。荷物の軽減以外にも、少し高さがあるため、夏は通気性がよく涼しく、冬は床の冷たさが伝わらず暖かであること、ほこりやダニなどの発生がないこと、積み重ねができる収納も簡単で場所を取らないこと、簡単に水洗いができる衛生的など、保育士にとってもメリットがあります。公立の保育施設でも導入されている自治体も増えています。ぜひ導入を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

大崎暁美議員の御質問にお答えいたします。

初めに、みはまファミリー・サポート・センター事業についての御質問の1点目です。みはまファミリー・サポート・センター事業の現状はについてでございますが、令和4年7月末時点における会員数は、依頼会員85名、提供会員34名、両方会員が17名となっております。

会員の活動内容は、保育所、児童クラブ及び習い事への送迎やその前後の預かり、保育所、学校、児童クラブの休みの日の預かり、学校や地域の行事への参加や美容室、買物などに外出するときの預かり、その他困ったときの預かりなどとなります。その他困ったときの預かりには、結婚式への参列、保護者の通院やリフレッシュなどがございます。

令和3年度の活動状況は、保育所への送迎、登園前の預かり、児童クラブの迎えと預かり、保育所、学校等の休み時の援助、保護者の短時間や臨時的就労の場合の援助、保護者等の病気やその他急用の場合の援助となっております。

次に、御質問の2点目です。多様な子育てニーズに対応するよう事業内容を広げてはについてでございますが、現在の活動については子供の送迎や預かりが主な内容となっております。そのため、産前産後のサポート事業や託児事業などの事業拡大につきましては、子育てを手助けする提供会員との調整が必要となりますので、事業内容を話し合い検討してまいります。

次に、御質問の3点目です。ひとり親世帯等への利用料金の助成についてでございますが、ひとり親世帯において仕事や疾病等により生活援助や子育て支援が必要な場合は、家庭生活支援員を派遣する母子家庭等日常生活支援事業を実施しております。この事業は、一時的な支援が必要なときに利用でき、ファミリー・サポート・センター事業より安価に利用できます。

なお、このひとり親世帯の母子家庭等日常生活支援事業の対象にならない利用や非課税世帯への利用料金の助成につきましては、他市町の動向を確認しながら本町も検討してまいります。

次に、保育所へ通所する保護者の方の負担軽減についての御質問の1点目、使用おむつの処理を保育所についてでございますが、乳児の保護者には登所時におむつ等多くの荷物を持参いただいており、保育前の検温や着替え等の準備もお願いをしていることから、保護者の加重負担は承知しております。

そのため、現在、おむつの持ち帰りの廃止を検討しており、ごみ収集業者の協力を得て、8月から3か月間試験的におむつを保育所で回収し、おむつの廃棄量を確認しております。保護者からは、悪臭のするおむつの持ち帰りがないことは大変いいとの声を多数いただいておりますので、廃棄量を把握した上で、おむつの処理費用については予算要求してまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目です。保育所に午睡用——昼寝ですね——ベッド「コット」を導入する考えはについてでございますが、簡易ベッドの導入は置き場所が大きな課題であり、特に河和保育所は園児数が200人を超えるために全園児に導入することは難しいと考えております。

しかしながら、簡易ベッドはメッシュ素材であり、通気性があることから、乳児のうつ伏せ寝における窒息のおそれが解消されるため、乳児につきましては今後導入を検討してまいります。

なお、3歳以上の幼児は自分で布団の片づけをしておりまして、保育所においては後片づけを子供が経験を積む成長の機会と捉えておりますので、御理解くださいますようお願いを申し上げます。

以上で、壇上での答弁を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○7番（大崎暁美君）

では、みはまファミリー・サポート・センター事業の現状についてから再質問いたします。

いただいた答弁で、提供会員34名と両方会員17名、合わせて51名の方が様々な活動をされていることが分かりました。

それでは、活動の件数はどのくらいでしょうか。ここ数年間の利用件数について教えてください。

○健康・子育て課長（下村充功君）

今の大崎議員からありました活動件数について、まず令和3年度の活動実績から御報告させていただきます。

令和3年度の活動実績につきましては、全体で169件ございました。その内訳につきましては、先ほど町長が答弁で申し上げたとおりですけれども、それごとにお話しさせていただきますと、保育所への送迎、登園前の預かりにつきましては73件、児童クラブの迎えと預かりにつきましては7件、保護者の外出の場合の援助について6件、保育所、学校等休み時の援助が3件、保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助が78件、その他が2件となっております。

また、これまでの利用件数につきましては、平成28年度からお話しさせていただきますと、平成28年度が115件、平成29年度が49件、平成30年度が111件、令和元年度が93件、令和2年度が331件、昨年度の令和3年度が169件といった形になっております。

また、令和2年度につきましては331件と突出しておりますのですが、こちらにつきましては、一人の会員の方が同一の事由によりまして年間実績の約半数を利用されており、それを除きますと167件となりまして、令和3年度と同程度の数字となりまして、利用件数につきましては平成28年度から順番に見ていきますと徐々に増えているのではないかと考えております。

○7番（大崎暁美君）

徐々に増えているということで、たしか美浜でファミサポが本格的に始まったのは平成28年度からだったと思います。6年間がたって、困ったときのファミサポと認知されてきているのではと感じます。

では、事業の問題点や課題はありますか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

ただいまの事業の問題点、課題についてでございますが、現在34名の提供会員の方が登録いただいております。ただ、この提供会員の方につきましても、御自身の仕事をお持ちの方が多い状況でございます。そうしますと、活動日が限定されてしまうため、依頼会員からありました依頼内容に合致する提供会員を見つけるのが難しく、また紹介できる方が少ないということが問題点であり、課題であると考えております。

○7番（大崎暁美君）

今の答えで、提供会員と依頼会員のマッチングが難しいことがあるということですが、実際に依頼に応えられなかったということはありますか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

依頼を断ったということですけれども、前年度、令和3年度の実績においては断ったことはありませんが、今年度に入りまして、どうしても1件対応ができなくてお断りしたことがございます。

○7番（大崎暁美君）

1件ということで、思ったより少ないなと思って安心しました。

しかし、1件とはいって、その保護者の方は困ったかなと思います。とても残念に思います。多くの方に提供会

員になっていただきたいと思いますが、提供会員になるにはどうしたらよいですか。何か資格が必要ですか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

まず、ファミリー・サポート・センター事業ですけれども、こちらにつきましては大前提として会員になっていただくという必要がございます。ですので、会員になるために、初めに説明を受けていただきまして、入会手続を取っていただきます。その後、講習会がありまして、そちらは2時間程度ですけれども、その講習会を受けていただくという形になります。

提供会員の要件につきましては、資格の必要はございません。また経験を問うこともございません。条件といたしまして、町内在住の20歳以上の方で、心身ともに健康で子供の好きな方を募集しております。

○7番（大崎暁美君）

ということは、美浜町在住であれば、この議場に例えている方、傍聴席の方も含めて、全員どなたでも提供会員として登録できる。もちろん町長も登録していただけるということです。よろしくお願ひします。より一層広報をしていただき、提供会員を増やして、依頼を断ることがないようにお願いしたいと思います。

では、次にファミサポの事業内容を広げることについて質問いたします。

答弁では、提供会員と調整し事業内容を検討していくと、前向きな御返事をいただいたと思います。まずは、講演会やイベント、研修会等の開催時の集団託児についてです。小さなお子さんがいる方で、安心して催しに参加するために、託児サービスは必要です。しかし、美浜町では、数年前、託児ボランティアの団体が解散したため、集団託児を引き受けさせていただく先が現在ありません。早めにファミサポ事業に加えて提供会員の方に集団託児を引き受けさせていただけるようにお願いしたいと思います。

さて、産前産後のサポート事業についてですが、どのような事業内容をお考えですか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

産前産後のサポート事業の内容につきましては、育児の援助及び家事の援助について考えております。例えば育児援助につきましては、授乳のお手伝い、おむつ交換、沐浴の介助など、また家事援助につきましては、調理、掃除、買物などが挙げられるのかと考えております。

○7番（大崎暁美君）

分かりました。

保護者の方、特にお母さんは、産前産後、心身の不調や育児不安を抱えて、特に現在コロナ禍で出かけることもままならず、孤立し育児をされていると聞きます。ファミサポで、そのようなお母さんに寄り添うことができれば、産後鬱を未然に防ぐことも可能かもしれません。産前産後のサポート事業も、集団託児事業と同様、早めに実現していただきたいと思います。

次は、利用料金の助成について質問します。

まず、答弁に出ました母子家庭等日常生活支援事業について教えてください。

○健康・子育て課長（下村充功君）

母子家庭等日常生活支援事業についてですが、こちらにつきましては、ひとり親家庭の方が、仕事や病気等により一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合、または生活環境の変化により日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して、その生活の安定を図ることを目的とする事業でございます。

○7番（大崎暁美君）

この事業は、利用者にとって、ファミサポよりも安価で利用できるということでしたが、利用状況はどうでしょうか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

利用状況につきましては、一応こちらのほうは一時的にという条件がついてしまうものですから、令和3年度も利用実績はなく、今年度もこれまでに実績はございません。

○7番（大崎暁美君）

一時的ということですけれども、ファミサポも一時的なことで預かるということもありますので、もっとこの事業を周知させていただくことはもちろん、もし対象者が該当する事由でファミサポの依頼があったときは、母子家庭等日常生活支援事業で安価に支援を受けられるということをファミサポの窓口で紹介して案内していただくということはできませんか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

現在は、毎年の児童扶養手当の決定通知を送付させていただくときに御案内をさせていただいております。今、大崎議員からもございましたように、今後につきましては、ファミサポの窓口でも利用者に対してこの事業を御案内し、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○7番（大崎暁美君）

ひとり親の世帯の負担が少なくなるようによろしくお願ひいたします。

ファミサポは、子育てをサポートしてほしい人に町民誰もが子育てを応援することができます。この活動が地域と子育て世代をつなげるきっかけとなり、そこから新たな交流が生まれ、人間関係を構築していくこともできます。この人情味あふれる美浜町に大変適した事業だと思っています。私は、提供会員の一人として手助けできること、知り合えることの楽しさを実感しております。ぜひ多様な子育てニーズに応えるファミサポ、子育て支援を必要としている人に寄り添えるファミサポになるようお願いします。

では、次の質問に移ります。

保育所の保護者の方の負担軽減について再質問いたします。

使用おむつの持ち帰り廃止に向けて既に進んでいるとのことですですが、持ち帰りがなくなれば、持参するおむつに名前を書くということが不要になり、ひいては荷物の軽減や保育士の負担軽減も考えると紙おむつ 자체を保育所で準備することができると思いますが、どうお考えでしょうか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

おむつの準備につきましてですけれども、現在、おむつの廃棄量をどれぐらいあるのか確認作業をしているところでございますが、それに併せてゼロ歳児、1歳児と2歳児のおむつの使用量も、1日にどれぐらい各年代が使っているのかというところを把握しているところでございます。

その中で、ここ最近ですけれども、全国的に手ぶら登園というものが導入をされている自治体があります。これにつきましては、保護者の方がおむつを提供する事業所と月額の定額料金で契約をしていただきまして、そうしますと事業所から各保育所に、おむつ及びお尻拭きが使い放題ということで、郵送されてくるというサービスです。こちらのサービスを利用している自治体が最近ちらほらと見かけられるようになりますと、知多管内でも利用を最近始めますということで新聞報道もあるところでございます。

その中で、こちらの手ぶら登園につきましても、保護者様にも一度、こういったものもあるのですということで今のゼロ・1・2歳児の保護者の方に御案内もさせていただきましたが、やはり定額で使い放題ですので正直なところちょっと高めの金額設定にもなっているという実情もございます。

紙おむつの準備につきましては、利用者負担をお願いしなくてはいけないものですから、私どもとしては、先ほどもお話しさせていただきましたように使用量を今現在把握しておりますので、その数量に合わせて、どれぐ

らいの金額設定にするか、また保護者にもどういったニーズをお持ちなのかということをお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。

○7番（大崎暁美君）

すばらしい答えだと思います。

私も新聞報道で他市町のを見ましたけれども、本当に高いなと思って、これをお母さんたちが受け入れてくれるかなと思っていましたので、今言ったように町で準備をして、もう本当に原価というか、買ってきた金額でやれるということは、すばらしいなと思います。保護者の方は、もちろん経済負担はあるとしても荷物を減らしたいと思っている保護者の方がたくさんいるということを今回分かりましたので、保育所で紙おむつを準備し提供していただけたらと本当に思っております。

では、次の質問をいたします。

簡易ベッド「コット」についても、乳児に対して導入を検討していると前向きな回答をいただきました。

では、基本的なことをお聞きしますが、保育所においてお昼寝はどのくらい取っているのですか。零歳から年長までいますので、お昼寝の取り方を教えてください。

○健康・子育て課長（下村充功君）

園児の各年代のお昼寝の状況についてですけれども、全ての園児がお昼寝はしておりますが、年齢によって時期が異なってまいります。

初めに、乳児、ゼロ・1・2歳ですね、こちらにつきましては年間を通してお昼寝をしております。次に、3歳児につきましては、4月から9月までの6か月間お昼寝があります。最後になりますが、4歳・5歳児につきましては7月、8月の2か月間お昼寝があり、年齢が大きくなるにつれて期間が短くなっていくという状況になっております。

○7番（大崎暁美君）

分かりました。

年間を通して、お昼寝が必要な、その上、エプロンや口拭き、パジャマなど荷物の多い乳児にコット導入を検討していただいているということですので、大変うれしく思っております。

では、次の質問ですが、私自身、今回の保育所の保護者の方から聞くまで、コットというものを知りませんでしたが、知多管内の保育所、保育園で導入しているところはありますか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

知多管内において導入しているところがありますかということですけれども、公立の保育所についてお話しさせていただきますと、南知多町さんがゼロ歳児・1歳児向けに導入をしていると伺っております。また、他市町の私立の幼稚園において導入されているところもあると伺っております。

○7番（大崎暁美君）

分かりました。知多半島の1番ではないことはちょっと残念ですけれども、公立保育所において2番目に導入すること、それから2歳児まで対象にしていただいているということは、評価できると思います。一日も早く導入していただきたいと思います。

では、最後の質問です。

コットの導入はいつ頃を考えていますか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

こちらの導入につきましても、来年度予算で要求できればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 7番（大寄暁美君）

知多半島の2番目の導入になりそうなので、大変うれしく思います。

今、保護者の方は、先ほどモニターに映したとおり、多くの荷物を抱えて、次から次に車が入ってくる駐車場で、乳児の手を引き、お子さんがもっと小さければ抱っこをして、保育所に通っています。2人分の布団を運ぶお母さんもいます。自転車の前のかごに布団を丸めて入れて走っているお母さんもいます。手ぶら登園を目指して、今後も荷物を減らす方法を模索し、保護者の方の負担を軽減してください。

先日、新聞に2022年上半期の人口動態統計の速報値が載っていました。今年1月から6月の上半期に生まれた赤ちゃんの数は約38万5,000人で、6年連続で過去最少を更新した前年度の同期よりもさらに2万人減となったそうです。理由としてはコロナの影響が大きいと書かれていました。

また、一昨日、6日の新聞には、コロナ禍で子供を持つ女性、お母さんですね、71.8%の人がストレスを感じているという安田生命保険のアンケート結果が載っていました。保護者の方々は不安と孤立した中で出産や育児をしています。ぜひ、子供にやさしいまちづくりを目指して、できることから改善していただき、美浜町なら安心して子供を産み育てられると言われるまちになることを望みます。

以上で質問を終えます。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、大寄暁美議員の質問を終わります。大寄暁美議員は自席に戻ってください。

[7番 大寄暁美君 降席]

○議長（横田貴次君）

ここで、休憩といたします。再開を午後1時といたします。

[午前11時35分 休憩]

[午後1時00分 再開]

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 山本辰見議員の質問を許可いたします。山本辰見議員、質問してください。

[1番 山本辰見君 登席]

○1番（山本辰見君）

皆さん、こんにちは。

今、議長から御指名がありましたので、あらかじめ届けてあります一般質問通告書に基づき順次質問させていただきます。

今日は、大きなタイトルは1つでございます。学校再編、小中一貫校についてでございます。

現在、準備が進められている学校再編、小中一貫校について、文部科学省が推進している狙いに子供たちの複数学級の維持が考えられますが、一方で予算削減も狙いの一つと見られます。美浜町でこれを実施することとなると、特に小中一貫校については様々な課題が想定されます。以下、具体的に質問いたします。

学校再編、小中一貫校の計画で、人口減少への影響はどうでしょうか。学校再編、小中一貫校の計画では、人口減少につながりませんか。

2、東西に1か所ずつ小学校を配置すべき課題を検討されましたか。学校再編については、最低でも東西に1か所ずつ小学校を配置すべきという声がありますが、そのことを含めた検討をしましたでしょうか。

3、現状と小中一貫校にした場合の経費の比較検討はされましたか。現在の学校を残す場合と一貫校にした場

合の経費の比較検討はどのようになりましたか。

4、住民説明会の計画はどのようになっていますか。学校再編、小中一貫校の計画について住民の意見を聞かれていないのでないかと心配です。学校再編と小中一貫校計画についての今後小学校区単位の説明会の計画はありますでしょうか。

5、これは4点目と関連しますが、保護者、教員、地域の方々の意見をどのように酌み上げるのか。学校再編、小中一貫校について、今後対象となる保育所の保護者も含め、保護者、教員及び地域の意見をどのように酌み上げていく計画ですか。

6、県内のほかの自治体の状況は。県内の町村で学校の統廃合や小中一貫校を検討している自治体はありますか。

7点目、小学校と地域との関わりを検討されましたか。特に、小学校は地域との関わりが重視されていますが、このことについてどのような認識をお持ちでしょうか。

8、現在の校舎跡地の利活用はどのように考えていますか。小中一貫校にした場合、現在の校舎跡地の利活用をどのように考えていますか。

9、小中一貫校と現状の美浜町の学級の状況についてお尋ねします。国が進める適正規模の学校と小中一貫校、それと違っての現状の美浜町の学級の実態との違いはいかがでしょうか。利点、欠点を示してください。

最後です。10番目、美浜町の基本方針としての通学距離についてでございます。近年、温暖化の影響により、通学距離にもありますが、特に夏場の場合、児童生徒への影響は重荷となってきております。徒歩等通学距離についてどのような検討をされていますか。

以上が壇上での質問となります。自席からまた補充質問をさせていただきます。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。

○教育部長（夏目 勉君）

初めに、学校再編、小中一貫校についての御質問の1点目、学校再編、小中一貫校の計画で、人口減少への影響はどうですかについてでございますが、町及び教育委員会としましては、学校再編、小中一貫校の計画を実現させることにより、子供たちにとってよりよい教育環境を整備することで、人口減少に少しでも歯止めがかかることを期待しており、この計画により人口減少が加速するとは考えておりません。子供たち自身が通いたい、保護者の方々が通わせたいと思っていただけるような、本町の特色を生かした新たな学校整備を実現したいと考えておりますので、議員におかれましても御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、御質問の2点目、東西に1か所ずつ小学校を配置すべき課題を検討されましたかについてでございますが、児童生徒数が減少傾向にある中、平成25年度あたりまでは本町の歴史や人口分布を鑑みたとき、東西に小中一貫校を1つずつ設置することが合理的であり、望ましい姿であると考えておりました。しかしながら、昨今の激しい少子化と働く世代の減少の中で、東西2校分の建設改修に係る経費や西側の野間中学校の学年単学級化が現実のものになることを考えたとき、学校再編は町内1小学校、1中学校がふさわしいという結論に向かうようになりました。そうした中、平成30年3月に美浜町小中学校再編のための基本構想を、平成31年3月に美浜町学校施設等個別計画を、令和2年3月に美浜町小中学校再編実施計画を策定し、学校再編の時期や方法等をお示しております。

次に、御質問の3点目、現状と小中一貫校にした場合の経費の比較検討はされましたかについてでございますが、現在、本町の保有する学校施設は小中学校及び学校給食センターの8施設ですが、各学校の校舎、屋内運動

場など合わせて26棟となります。このうち、築50年以上のものは奥田小学校の1棟、築30年以上50年未満の棟は21棟でございます。老朽化が進む施設を今後も維持していくためには、効率的かつ効果的な整備及び長寿命化を行う必要があります。

これまでも申し上げているとおり、平成31年3月に策定いたしました美浜町学校施設等個別計画において、現在の学校施設を今後も維持していくためには、今後40年間の維持・更新に係る費用について約200億円前後の費用がかかります。一方、新たな学校を整備した場合の経費につきましては、現段階で具体的な建設費は示されておりませんが、県内の他の自治体における小中一貫校の建設費を参考に申し上げますと、約65億円程度の費用であったと聞いております。また、学校施設の維持管理につきましては、複数の小中学校を小中一貫校に再編することにより、運営費、維持管理費等、費用削減が見込まれるものと考えております。

次に、御質問の4点目、住民説明会の計画はどのようになっていますかと、御質問の5点目、保護者、教員、地域の方々の意見をどのように酌み上げるのかについては、関連がございますので、併せて御説明いたします。

これまでには、学校再編の第1段階として、河和小学校と河和南部小学校との学校再編に重きを置き、円滑な統合に努め、河和南部地区の保護者を中心に協議をしてまいりました。

次に、学校再編の第2段階として、小中一貫校の実現に向けて、今回の広報みはま9月号にも掲載いたしましたとおり、この9月より保護者を対象とした説明会を実施しております。具体的には、教育長をはじめ教育委員会職員が各小学校のPTA委員会に出向き、学校再編の考え方等を説明しております。また、10月からは地区別ワークショップを開催し、保護者や住民の方々との意見交換を計画しております。

なお、保護者代表や住民代表等で構成する学校再編検討委員会についても今後も継続して開催してまいります。

次に、御質問の6点目、県内の他の自治体の状況はについてでございますが、現在、愛知県内の町村で学校の統廃合を検討している自治体はございます。また、市町村の中には小中一貫教育を検討している自治体についてもあると聞いております。

次に、御質問の7点目、小学校と地域の関わりを検討されましたかについてでございますが、学校が地域と深い関わりを持っていることは十分承知しております。学校再編がなされても、地域がなくなるわけではなく、教育委員会といたしましては、子供たちの教育環境の充実を第一に考えたとき、この再編が望ましいと判断しております。地域範囲が広がることにより、子供たちがそれぞれの地域に根づいた多様な文化に触れ、より一層の連携や協働が期待できると考えており、地域の活動等に関しましては、学校と地域と行政が連携して、これからことを検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問の8点目、現在の校舎跡地の利活用はどのように考えていますかについてでございますが、これまでも申し上げておりますとおり、貴重な学校の跡地を有効活用し、民間企業等への売却、あるいは貸出し等、町の歳出を抑えつつ、小中一貫校の建設財源が捻出できるよう、地域事情に配慮しながら検討を進めてまいります。

次に、御質問の9点目、小中一貫校と現状の美浜町の学級の状況についてでございますが、法令上、学校規模の標準は小中学校ともに12学級以上18学級以下とされています。ただし、地域の実態その他により特別な事情があるときはこの限りではないとされており、本町の現状は、小学校においては、河和小学校が13学級、他の4校は6学級となっており、中学校においては、河和中学校が9学級、野間中学校が6学級となっております。本町の目標す小中一貫校が令和10年に開校となった場合、現時点においては小学校が25学級、中学校が13学級程度になると想定しております。

メリット、デメリットについては、小規模校では、子供たち一人一人に目が届くとともに、子供たち同士の絆

が深まりやすいなどのよい面はありますが、一方で、クラス替えができず、人間関係が固定化する。部活動の種類が限定される。運動会や音楽会など集団活動・行事の実施に制約が生じるなどの課題があると考えています。

次に、御質問の10点目、美浜町の基本方針としての通学距離についてでございますが、児童生徒の安心・安全な通学手段を第一に考え、基本的な考え方は、通学距離に応じて徒歩、自転車及びスクールバスでの通学を検討してまいります。

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○1番（山本辰見君）

それでは、1つ目の質問から順次補足の再質問をさせていただきます。

学校再編、小中一貫校の計画で人口減少との関わりを質問しましたが、実は、学校がなくなった地域の例として、名前を言って失礼ですが、隣接する南知多町の豊丘地区では、小学校が豊浜小学校に統合されてから、子供の数が減少し、子育て世帯の家庭が減少したと聞いております。このようなことから鑑みると、美浜町の中央部に小中一貫校をつくれば、現在の住宅地域、具体的には全地域から子育て世帯の家庭が減るとは考えられませんでしょうか。

○議長（横田貴次君）

山本辰見議員、先ほどの教育部長の答弁の中で、町の中心部にという答弁はなされていないと思いますので、学校建設地に関する答弁も見当たりませんので、今の御質問だと中央部と申されましたら、町内1校に絞るとかというような形での質問と受け取ってよろしいですか。

○教育部長（夏目 勉君）

ただいまの山本議員の御質問、小中一貫校をつくれば全地域から子育て世帯の家庭が減るのではという御質問ございますが、これまで申し上げておりますとおり、教育委員会の考えている学校再編は、児童生徒数の減少に伴う単なる統廃合ではなく、美浜町の特色を生かした新たな教育の創造を目指しております。

繰り返しになりますが、本町の特色を生かした魅力ある学校、子供たちが通いたい、保護者が通わせたいと思っていただける学校をつくり、子供たちにとって、よりよい教育環境を整備することで、少しでも人口減少に歯止めがかかるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○1番（山本辰見君）

先ほど私が勝手に中央部ということを言いましたけれども、多分これは今までの論議の中で、場所は5年度、来年度に決めていくということでしたけれども、私は野間地区です。今ある野間、奥田、上野間等から一貫校が離れたところになる場合、そういう面では、先ほど本町の特色ある学校にしていきたいと。具体的には英語教育なんかを中心にながらとかいうのあるのはですけれども、率直に地域に学校がないということは、私は大きな影響はあると思うのですけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○教育部長（夏目 勉君）

ただいまの山本議員の御質問、地域に学校がないというのはというところなのですが、繰り返しになりますが、今の児童生徒数の減少等々を鑑みたときに、やはり学校再編、子供たちの教育にとって必要だと考えております。

場所は、先ほど山本議員もおっしゃられたとおり、今、現時点では決まっておりません。どこになるか今検討を進めている最中でございます。ですので、どこに場所が決まるかは今現時点では申し上げられませんが、いずれにせよ、美浜町が考える小中一貫校、美浜町の規模では、今の時点では小学校1つ、中学校1つが適正であろうと考えております。こうした中で、また学校、行政、地域の間で、いろいろと連携をして、地域も守っていき

たいというようなことを考えております。そのあたりは今後また検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（横田貴次君）

山本辰見議員、ちょっとお待ちください。デリケートな議論をしておりますので、反問権が行使されるかちょっと私も心配しておったのですけれども、先ほどの質問の地域というものの地域というのは、山本議員の質問の中で何を指されるか。この美浜町地域からということなのか、各行政区のことを言ってみえるのか、各学区のことを言っているのか。ちょっと今の答弁の後で申し訳なかったのですけれども、地域に対する山本議員の捉え方をちょっとお願いします。

○1番（山本辰見君）

今、議長から指摘された3つ目の小学校区を中心とした、各6つになるのか5つになるのかちょっとあれですが、そういう意味の地域という使い方でございました。

○議長（横田貴次君）

町内小学校区ということですね。分かりました。

再質問があれば、そのままお願いします。

○1番（山本辰見君）

実は私、この質問を整理するのに、少し勉強というか、資料を取り寄せてみたのですが、WHO（世界保健機関）では、学校の規模は100人ぐらいが適當だというのが、大分古いところからの流れで、古いというのは昭和25年とか24年ぐらいからもうそう主張しているのですが、具体的には100人ということは、河和小学校を除いた学校は、小学校でいくと大体そうなのです、1学年20人前後。そのぐらいが望ましいと。それは、具体的にずっと調査してみると、マンモス校になったほうが学力が伸びなくて、アメリカでマンモス校をいつときにたつと奨励したことあるのですが、そのことを取りやめて学力を取り戻したというのがあるのですけれども、そういう見解については、どういう意見をお持ちでしょうか。

○議長（横田貴次君）

山本辰見議員、通告書の中に、世界保健機構（WHO）ですか、全く入っておりませんし、今のは初めての議論になってくると思います。ですので、本来であれば私の権限として質問を却下したいところでありますけれども、教育部長、よろしいですか。

○教育部長（夏目 勉君）

マンモス校というお話をありましたが、今現在、知多管内におきましても、美浜町にある小学校以外の中で大きな学校では、小学校だけで1,000人を超える学校も存在をしておるのも事実でございます。そうした中で、今、美浜町が考えております令和10年開校の小中一貫校、1,000人強の規模でございます。

常々、教育委員会、決して少人数学級を否定するものではないということは申し上げております。ただ、やはり一定規模の集団の中で、子供たちが多様な考え方触れ、切磋琢磨し合って、一人一人の資質、また考え方を伸ばしていくというのが望ましいと考えている中におきまして、1,000人強の規模というのが決してマンモス校ではないというふうな考え方を持っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○1番（山本辰見君）

私は、大きい学校が駄目で小さい学校のほうがいいという、単純なそういう見解は持っていないません。ただ、先ほどいろいろなところを調べた結果は、少人数学級をやったほうが、子供にも目が行き届く。先生も、もう変な話、6学年全部の子供の名前を覚えるという、生活面での援助、指導も含めて、よくきめ細かい指導ができると

ということで奨励されているので、ぜひそれは、立場が違うので、私は小規模学級でも問題ないという立場ですから、ちょっと見解は違いますけれども、そのことが質問というか、私の意見になりますので、次の再質問にいきます。

住民説明会のことでお願いします。

計画では、実施に際し、町民の皆さんから理解を得ることができ、着実に計画が推進できるように努めるとありました。具体的には、新型コロナの影響によって住民への説明会が遅れた状況、全然やっていないとは言いませんけれども、うんと遅れた形になっています。具体的には、一度説明しただけで住民の理解を得られることはならないのではないか。繰り返し繰り返し必要じゃないかなと思いますけれども、住民説明会で出された意見を真摯に受け止めて、計画の見直しも含めて、年次計画を2年ないし3年先延ばしするようなことも検討の中に入りませんでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

住民説明会でございます。これは、私たちが学校再編を考えている中で、最も大事にしているところが住民の皆さんとの合意形成でございます。そして、何よりもまず当事者であります児童生徒、それから保護者の皆さんには、丁寧にしっかりと説明していく必要があると思っています。

先ほど教育部長からもありましたように、この2学期に入りましたて、各小中学校のPTA委員会に教育長はじめ私どもがお邪魔させていただきまして、まず、保護者の代表でありますPTAの会長をはじめPTAの皆さん方に、現在の児童生徒の経過、それから将来の予測、それから私たちが考えている課題、それから小中一貫校への考え方などを説明と意見交換を順番にしております。今ちょうど3校終わりまして、これからあと残りの小学校2校もやっていくという準備をしております。

住民説明会、これは行政が、私たちが一方的に話すことが多いのですけれども、やはり一緒にテーブルで意見交換をする必要があると思っています。これも広報みはま9月号でもお知らせさせていただいておりますが、地区別のワークショップということを計画しております。ワークショップという手法は、美浜町の総合計画とか、いろいろな行政計画をつくる上で欠かせない手法になっております。具体的には、地域の代表の区長さん、それから小学校の保護者が複数人、それから山本辰見議員の質問にもありましたが、保護者の中でも保育園の親御さん。これは、実は令和10年に小中一貫校ができた場合に、現在の小学校3年生が中3になる年になります。そして、今のゼロ歳児が小学校1年生に入学する。それが令和10年の構成になってきます。したがいまして、今の保育園に通ってみえるお母さん方にも参加をしていただいたワークショップ、これを10月から、まずは月に1回、同じメンバーが集まります。各地区、学区でいうと、今現在、小学校は5つになりますが、河和小学校の中でも、河和南部地区の方にもしっかりと区長さんはじめ保護者の方も出ていただきまして、6地区で5人ずつですので、30人規模のワークショップ、これをやっていきたいと考えています。

いずれにしても、そういう複数の関係者が、1回限りということではなくて、ワークショップも継続して開催していくまでも、説明会についても、今回のPTAの方々だけではなくて、もちろん保護者のPTA総会とか、そういう場でも説明していくまでも、その後では住民の方々にも地区別で説明していく予定をしています。

それから、計画の見直しという御質問もありました。私たちは、かねてから令和12年度に野間中学校が単学級になるだろうということを予測で知っております。したがいまして、令和12年度よりも前に小中一貫校をはじめとする学校再編をしっかりと考えていかなければならないということでお伝えをしております。令和元年に私たちが発表しました小中一貫校に関する実施計画の中で、令和10年を目標とするということを私たちは言っています。したがいまして、令和10年を目指して話し合いをしっかりと進めてまいりたいと考えています。

○1番（山本辰見君）

もう一点、6番目に質問しました県内、市町村ということにしませんでしたけれども、統廃合を計画している自治体があると。具体的には名前はどこでしょうか。

それと、もう一点は、ここの統廃合あるいは小中一貫校を検討しているところは、美浜町の人口減少に伴う形になるんでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

美浜町と同様に学校再編について検討している自治体は県内で現在あるかという御質問でございます。

現在、県内で学校再編、統廃合を検討している自治体は7市町村あると愛知県から確認を取っております。美浜町を含めて7市町村でございます。その中で、小中一貫教育を検討している、また検討をし始めたという自治体は、本町を含めて3市町村でございます。

その要因でございます。これは県内に限らず、全国で、学校再編、これは人口減少だったり、公共施設の老朽があつたり、要因は様々でございますが、多くの自治体が人口減少、また少子化がきっかけに検討を始めておるということでございます。

本町同様、適正規模・適正配置についてしっかりと検討して進めていると伺っておりますので、よろしくお願ひします。

○1番（山本辰見君）

先ほどの再質問のところでもうちょっと聞きたかったのですが、地区別ワークショップでいろいろな人と討論を重ねていきたい。月1回ぐらい、例えば、今もう9月ですから、年度内とか年内とか、その辺ではどの辺のテンポで検討していこうと考えているんでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

ワークショップでございます。こちらにつきましては、まず全4回のワークショップを予定しています。これは、1回目が10月の下旬、それから11月の下旬、あと12月の下旬で、年をまたぎまして1月の下旬に予定をしております。ワークショップの進め方なのですけれども、これは、これまで県内の複数の小中一貫校の建設、また整備に関わっておられる、議員の皆さんにも3月11日に開催しました勉強会のときの講師をやっていただきました名古屋市立大学の鈴木先生に、あのときも議員の皆さんからもこういう方に関わってもらつたらいいのではないかという意見もいただきました。私たちも先生と、何とか学校再編に係る美浜町のことも一緒に考えてただくように今話を進めておりまして、ワークショップも一緒に協力していただけると伺っておりますので、よろしくお願いします。

○1番（山本辰見君）

今のワークショップは、議員の代表とか、議員全部ということはないと思いますが、そういうのも含めた検討もあるんでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

私たちが今考えておりますのは、先ほど申し上げましたように住民代表であります区長さん、これが18行政区あるのですけれども、各学区の代表区長さん、6人の区長さんに出ていただく予定をしています。あと、先ほど申し上げました保護者の方。あと、今、学校再編の検討委員会という日本福祉大学の方も入っていただいた12名で構成する委員会がございます。そちらの方々にも手伝っていただくような考え方をしておりますので、現在のところ、議員の皆さんと一緒にとは、今は考えておりません。

○1番（山本辰見君）

では、次の7番の質問にしました小学校と地域の関わりについて再質問させてください。

計画の中では、学校再編の基本コンセプト、この3番目に、地域とともにある学校づくりとあります。これまで小規模の学校であったため、例えば運動会、ハイキング、防災訓練とか、私も何回か参加した草刈りだとか、学校と地域と本当に関わり合っていました。親も含めて、学校の保護者だけじゃなくて、地域の大人们の方たちも関わって、地域との関わりを持ってきましたけれども、まだ場所は決まっていない言いながら、中央部というところになりますて、そこから離れた地域、いわゆる小学校区域については、地域と小学校あるいは小中一貫校との関わりがなくなると思うのですけれども、そのことが心配です。

そして、具体的には、残されたと言うと言葉は悪いですけれども、跡地となるような地域で、跡地の利活用については地域でどう活用するかということを考えると思うのですが、それは、学校と地域との関わりではなくて、跡地をどうするんだということだけになると思うので、場所は特定されませんけれども、新しく一貫校をつくった場合の地域の人と学校との関わりについてどう考えるのか、ちょっと教えていただきたい。

○教育長（伊藤 守君）

地域と学校との関わりをどのように考えますかということについてお答えしたいと思いますが、まず、今、議員は地域ということを言われましたが、小中一貫校になりますと、地域というと美浜町全体になろうかと思いまして、私が今から地域という言葉を使わせていただきますが、美浜町全体ということで捉えていただけるとありがたいと思います。

学校が地域と無縁で教育をしていくことはあり得ないと思っております。地域の方のお力はお借りしたい。必要です。地域の学校、地域とともにある学校という視点を大切にして、学校、家庭、地域が共同で子供たちの活動をサポートする。地域の声を積極的に生かして、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるコミュニティースクールにしていければと考えております。

○1番（山本辰見君）

今の教育長の答弁、そのとおりだと思いますが、今までですと、南部小学校が統合されたにしても、5つの大きな小学校のそれぞれの小学校との関わりのある地域、全体が地域だという捉え方は間違っているとは思いませんけれども、私たちの感覚から少しづれるようなと思うものですから、決して、一つのところに集まったから、それぞれのところを無視する立場に全くないと思います。多分、それぞれの保護者なり、PTAの関係者なり、PTAも多分それぞれの地域、小学校区から選ばれることになると思いますから、そうだと思いますが、少し見解が違うなと思います。

それから、もう一点、違う面で再質問させてください。

跡地について、統合した場合、売却あるいは貸出しを考えているとありましたが、河和南部小学校の跡地について無償譲渡でした。そして、説明に小中一貫校の建設財源が捻出できるようにとありましたけれども、河和南部小学校の跡地を無償譲渡した経緯を説明してください。

○議長（横田貴次君）

総務部長、ちょっと待ってください。

経緯を、この質問の中からというのは、有効利用である程度答弁なされていると思うので、その内容について今ここで聞くというのは、ちょっと通告外ではないかなと私は判断しますので、よろしいですか。

○1番（山本辰見君）

通告というよりも、無償譲渡した経過だけでも簡単に説明してもらえないでしょうか。いわゆる売買とか貸出しをして捻出すると言いながら無償譲渡になったわけですから、そのことは傍聴者の方も含めて、簡単で結構

ですでのお願いします。

○議長（横田貴次君）

山本辰見議員、今回の無償譲渡に関しては、議会で可決していることだと私は記憶しておりますので、経緯はそのときに説明を受けているかと思います。そして、もう一つ、先ほどの通告の中に、学校跡地の有効利用というのはあるのですけれども、過去の経緯をという質問はございませんので、議決をされている内容、既に議場にて説明も受けている内容ということですので、議長判断として、ちょっと質問の趣旨を変えていくようにお願いをします。

○1番（山本辰見君）

今の件は了解しました。あえて取り下げるという言葉は使いませんけれども、いいです。

9番目の中中一貫校と現状の美浜町の学級の状況についてということで再質問します。

答弁の中身には、法令上、学級規模の標準は小中学校ともに12学級以上18学級以下とあります。ところが、この計画では、現時点の小学校を足すと、この数より大分多いのですが、令和10年に開校した場合の想定の学級数が、小学校は25学級、中学校が13学級になると想定しております。先ほどの法令上の12学級以上18学級以下というのから矛盾すると思いますけれども、その内容、中身について答弁してください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校規模の標準についてでございます。

12学級というと、小学校は6学年ありますので、2クラスになります。18学級というと3学級、1学年2クラスから3クラスが標準、望ましいと国は言っております。

先ほども部長からありましたように、知多管内には1,000人を超える小学校もあります。現在も標準をはるかに超える学校も存在しております。たまたま令和10年の想定は25学級でありますが、実は、もうそのときの1年生、2年生になると、すごく人数が減って、今のゼロ歳児、1歳児なんかは100人を初めて出生を切るという状況が美浜町はあります。次第に落ち着いていって標準の中に入ると、10年先、20年先を見込んで私たちは設定をしておりませんので、よろしくお願いします。

○1番（山本辰見君）

私も、今の小さい子たちの出生率から見たときに、まだまだこれから少子化が進んでいくんだろうなというのは、想定はされます。でも、少し寂しい話ですよね。何とかこれを多分に学校の教育委員会だけではなくて、産業課だとか企画課だとか含めて、まちづくり、働き場所だとか、いろいろな課題があると思いますので、私たち議員も頑張りたいと思いますし、町にも関連した少子化につながらないような、食い止めるような施策を頑張っていただきたいと思います。

それから、最後になります。最後の通学距離の問題ですけれども、小中学校、徒歩及び自転車、またスクールバスとなっておりますけれども、この場合の、今場所は特定されていないとは言いながら、一番遠いところは小野浦になりますし、上野間も似たような距離になると思いますけれども、通学距離を何キロ以下と想定しているのでしょうか。

それから、例えば自転車通学の場合、例えば図書館、体育館を想定したときに、河和からは歩道がありますが、上野間からは歩道がありません。そういう歩道のないような道路でも距離としては同じような想定をして考えているのでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

通学の件でございます。

これは、河和小学校と河和南部小学校の再編のときにも、保護者の皆様、それから地域の皆様からの最大の関心事でございました、安全・安心な通学、これは最も関心の高いところで、しっかりと時間をかけて議論をして、河和小学校と河和南部小学校の保護者の皆さんとも話をしてまいりました。

実は、令和2年3月に小中学校の再編の実施計画というのを私たちは発表しております。これは、河和小学校と河和南部小学校の統合を今から保護者の皆さんに説明する前の段階でつくったものですので、今、小中一貫校に当てはめると少しそぐわないところもあるかもしれません、そこに通学方法及び安全性の確保ということで、学校再編に伴う最大の課題ということで報告書に書いておりますので、少しそちらを説明させていただきます。

学校再編に伴いまして通学区域が広がるということから、安全・安心な通学方法を確保するとともに、児童生徒にとって過重な負担とならない通学方法とすると考えています。通学方法につきましては、原則徒歩としますが、その通学距離はおおむね3キロの範囲内とし、これを超える場合は、中学生にあっては自転車、小学校にあってはスクールバスなどの通学支援を実施することとしています。ただし、実距離がおおむね3キロ未満であっても、通学路の状況、歩道とか安全施設の状況などを考慮して、必要と認める場合に限り、同様の通学支援を行うこととしています。

また、新しく通学路となるような場所、そういったところも安全性等を確認して、既存の通学路と併せて整備を行うなど、通学路における安全性の確保に努めるものとしますと、こちらでうたっておりますので、しっかりと通学の方法、場所が決まって、具体的にしっかりと議論してまいりたいと考えております。

○1番（山本辰見君）

今、説明にありましたように、通学路、どの地域で学校があって、どの道路を通るのかにもよりますけれども、ぜひ私は、建設課になるのか、いわゆる歩道のないところの、もちろん県道の場合は県に言わなければいけないし、町道の場合は町が率先して、そういう安全な対策を、工事を含めた準備を、まだ令和10年まで時間がありますから、毎年やっぱり計画的に、場所が決まり次第、そういう手を打ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

学校の再編に伴います道路ですかの整備は当然伴うものだと思っています。ですので、そういったことは非常に経費もかかりますので、場所の選定におきましては、学校の建設だけではなくて、そういった道路、水路等の建設費も含めた検討になるかと思います。

○1番（山本辰見君）

具体的には、今の検討じゃなくて、検討にはなるわけですけれども、新しい安全な道路を造るという意味も含めた検討をしていただいて、しっかりと準備をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、山本辰見議員の質問を終わります。山本辰見議員は自席に戻ってください。

[1番 山本辰見君 降席]

○議長（横田貴次君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を14時5分といたしますので、よろしくお願ひいたします。

[午後1時50分 休憩]

[午後2時05分 再開]

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 廣澤毅議員の質問を許可いたします。廣澤毅議員、質問してください。

[6番 廣澤毅君 登席]

○6番（廣澤 毅君）

皆さん、こんにちは。

議長のお許しも得ていますので、事前に提出いたしました一般質問通告書に基づき順次質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

大きく項目は2つでございます。1つ目の大きな項目は、本町における子育て世代とその子供たちへの支援についてでございます。

出生数が過去最低を更新し、人口減少に歯止めがかからないと危惧される我が国日本ですが、本町においても毎年200人前後の人口減少があり、令和2年度からは出生数が100人を割る状態であります。少子化対策と人口増加を実現させるべく、全国では自治体ごとに様々な施策が展開されています。子育て世代が住みやすいまちをつくる施策の実施は、将来の人口増加にもつながる重要なポイントであると考えております。

そこで、本町における子育て世代への支援について質問いたします。

1つ目、本町で現在実施している支援事業は。

本町における子育て世代とその子供たちに対して、現在どのような支援や応援に関する事業を実施していますか。

2つ目、本町独自の新しい施策は。

今後、子育て世代とその子供たちに対して、本町独自の新しい支援施策はありますか。

大きい項目2つ目、大会及び合宿の誘致に関し、硬式野球場整備の検討状況は。

今年の3月の議会において、本町に硬式野球の大会、チームの合宿を誘致するために、総合公園グランドを硬式野球のできる施設に改修したらどうかという質問をいたしました。その際、使用要望があることから、使用可能な施設にするための改修費や、それに対する国・県などからの補助金の有無など調査していきたいとの答弁でしたが、その後の進捗状況をお聞かせください。

この野球場に関してですが、日本福祉大学附属高校硬式野球部の監督、生徒さんをはじめ野球に携わる多くの人たちが希望しておることでございますので、執行部の皆さんにおきましては明確な答弁をよろしくお願ひいたします。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

廣澤毅議員の御質問にお答えをいたします。

私からは質問の1点目をお答えし、御質問の2点目は教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願ひをいたします。

初めに、本町における子育て世代とその子供たちへの支援についての御質問の1点目、本町で現在実施している支援事業はについてでございますが、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援についてお答えをいたします。

妊娠期には、母親が健康に過ごし、安心して出産・子育てができるよう、妊産婦の健康診査、健康相談、家庭

訪問及びパパママ教室を、出産後には、乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業、乳児の健康診査や歯科健康診査、健診事後教室、育児に関する健康相談を行っております。

子育て期には、保健センターにおける各種健診のほか、子育て支援センターにおいては育児講座や子育てサークルの実施、育児相談等、共働き家庭にも対応できるよう、この4月から土曜日を開所し、サービス向上に努めております。

なお、ワンストップの専門相談窓口として、子育て世代包括支援センターにおいて切れ目のない支援を行っております。

近年は、子供を取り巻く社会情勢が大きく変化しており、共働き家庭の増加やライフスタイルや価値観の多様化により、保育ニーズも増大し、多様化をしております。そのため、保育所においては、乳児保育事業、早朝・延長保育事業及び一時預かり事業を実施するほか、保護者が就労等の理由で病気回復期の子供を保育できない場合には、保健センターにおいて子供を預かる病後児保育事業を行っております。また、互いに援助し合うファミリー・サポート・センター事業を実施しております。

なお、母子手帳アプリ「母子モ」による子育ての情報発信や児童館運営事業、放課後児童クラブなどの居場所づくりにも努めております。

子育て世代への経済的負担の軽減対策としては、満1歳に満たない乳児を養育する保護者に対し、乳児1人につき2万円を支給する子育て支援金支給事業や、中学校修了までの子ども医療費について、保険診療による自己負担分を助成し、医療費の無料化を実施しております。

次に、御質問の2点目、本町独自の新しい施策についてでございますが、先ほどもお答えしました子育て支援金支給事業は、新たな事業としてこの4月から実施をしております。なお、子ども医療費の無料化について、対象年齢を拡大し、高校修了までの入院費の無料化を検討しているところでございます。

その他に、2歳から5歳までの乳幼児に対して、南知多ビーチランドの年間パスポートを交付し、入園料を無料としております。また、令和3年度から、新たに町民の皆様を対象として、毎年10月第3土曜日に町民感謝デーとして当日の入園料を無料とした事業も行っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、壇上からの答弁といたします。

[降 壇]

○教育部長（夏目 勉君）

次に、御質問の2点目、大会及び合宿の誘致に関し、硬式野球場整備の検討状況はについてでございますが、総合公園グランドを硬式野球のできる施設に改修するための改修費につきましては、体育施設設置業者に現場確認をしていただき、グランドの広さはそのままで、公式球がグランド外に出でいかないようにするための防球ネットの設置方法を検討したところ、多額の改修費が必要となることが分かりました。

また、補助金につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじの助成金の調査や、愛知県へ国・県からの補助金の有無について確認をしているところでございますが、本町の財政状況を踏まえますと、直ちに整備を行うことは大変厳しい状況であると考えております。

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○6番（廣澤 毅君）

再質問ですが、ちょっと再質問の順番を変えます。2つ目の大会及び合宿の誘致に関し、硬式野球場整備の検討状況はの再質を先にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほどの教育部長の答弁ですと、体育施設の設置、専門業者を現地に呼び、確認してもらい、いわゆる見積りを取ったわけですよね。見積りを取つておるのに、なぜか多額の改修費という言い方、具体的にその金額というのは教えてもらうことできないのですか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

費用でございますけれども、グランドの広さはそのままで硬式ボールがグランド外に出でていかないようにするための防球ネットの設置ですけれども、工事実施設計などとネットの設置工事を合わせまして、概算で約1億5,600万円でございます。

○6番（廣澤 毅君）

なぜ金額を伏せたのか、ちょっと僕には疑問ですけれども、そうやって数字が出るのではないですか。一般の人たちは、多額の予算と言われると、もうびんときません。実際に1億5,600万円という概算でも数字が出れば、そんなにかかるのかということで、今、美浜町の財政は非常に厳しいと言われていますので、金額が実際に出れば、納得することもできるかもしれません、僕は納得していませんけどね。

次に、補助金、助成金等の確認をするということで、あれから6か月たつておるのです。皆さん、執行部は優秀なので、6か月あれば普通、いまだに調査していますなんていう答えではないと思うのですが、実際のところ、その辺はどうなつておるのですか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

補助金等々の有無が、時間がかかっている。どうなつてているかということでございますけれども、この防球ネットの設置工事を実施するに当たりまして、先ほど申しましたスポーツ振興くじ、これはtotoの助成金ですか、あと国や県からの補助金を頂くためには、ネットの設置工事がその補助対象の条件をクリアしているかどうかの調査がまず必要でありまして、その中で工事費等に対して補助率の一番いいものを調査しているところでございます。

○6番（廣澤 毅君）

もう少し調査にかかるということによろしいでしょうか。引き続き調査してください。

ここまで質問しておいてちょっとあれなのですが、根本的なことを言いますと、執行部の考えているいわゆる野球のグランドと、僕含め野球に携わつておる人たちが思つておる野球のグランドというのは、多分違うと思うのです。今の大さのグランドに防球ネットを張つて球が出ないようにするというのは、合宿、練習はできても、大会はそれでは誘致できません、はっきり言って。僕たちが望んでおるのは、知多半島に1つしかないですが、阿久比スポーツ村、阿久比球場、あの大きさのものです。両翼98メートル以上、センターにおいては122メートル以上、できれば観客席があり、できればバックスクリーン、掲示板、電光掲示板だったらなおよしですけれども、そういうものをどちらかというと望んでおるわけです。そこで、今あるグランドの広さではなく、もう少しそういったものを広くしてでも造るという考えはないでしょうか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

現在の総合公園グランドを拡張して野球場を整備するというお話だと思いますけれども、今、総合公園の中の一部がグランドという位置づけで、周りには水路ですか広場があります。公園の中といえども、それを野球場の部分を広げて造り直すとなると、今のグランド以外の施設も構うということになります。公園の中の位置づけとしても変えていくということになりますし、先ほどネットをかさ上げするだけでも多額の金額がかかるという話がございましたので、今現在ある総合公園の中を触つてやるというのは、非常に現実には難しいと思います。

今、隣で拡張事業をやっておりますけれども、拡張事業のほうも今ソフトボール場ということで整備しており

ます。将来的に総合公園全体の中で再編する時期が来たときには、そういうことも可能かと思いますが、まだ今現在拡張事業で造っている段階で、今のところも併せて現在のグランドを拡張するということは、難しい話だと思います。

○6番（廣澤 賀君）

最初の答弁の中に、直ちに整備を行うことは大変厳しいという言い方でございましたが、そのことは私も分かっております。今、実際にグランドを構つたら、来年からはどこも使えなくなっちゃうので、そのことは分かっております。3月議会のときに、ソフトボール1面、令和7年度供用開始できるように建設を進めるという話でございましたので、7年にそこを、その隣がいつできるか分かりませんが、2年目が、その辺ができた段階で私が議員をやっておれば、また野球場の話をさせていただきます。

それと、先ほど執行部の方が、教育部長ですが、直ちに整備を行うことはという使い方をしましたが、執行部の方が言う直ちというのは期間的にどのぐらいのことと言われるのですか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

生涯学習課が管理しております各施設は、今、老朽化が進んでおりまして、例えば総合公園グランドのナイターの照明灯は、もう今さびだらけで、さびがひどい状況でございますので、その塗装の改修工事のほかにも、総合公園体育館の受水槽が、体育館ができた当時、平成4年に建設された当時のもので、現在、ひび割れですか、あと水漏れが発生しております。地震が発生した場合に使用できなくなる可能性がありますので、そういった交換改修工事が必要ということもありますので、今ある施設を維持していくために、早急に改修工事などを実施していかなければならないものがあります。

ただ、担当課といたしましては、総合公園グランドでの硬式ボール使用要望が多々あることから、防球ネットの改修をしていきたいところでございますけれども、まずは老朽化している施設の修繕を優先的に行わなければならぬと考えております。

○6番（廣澤 賀君）

今の答弁では、いわゆるナイター設備のさびがひどいため、塗装の改修をしなければいけないと。それからまた、総合体育館にある受水槽、災害時には当然そこは避難所となるので、命に関わるものですので、それも早急に直さなければいけないので、順番的に、できてもその後でしょうという話でございますが、今現在、先ほど2つ言われたのは、まだ予算に上がっていません。その後いうと、どのぐらいになる予定ですか。答えられる範囲で大丈夫なので。

○教育部長（夏目 勉君）

いつ頃かという御質問でございますが、生涯学習課長から御答弁申し上げましたように、まず今ある施設をやはり維持していくのが担当課としては最優先になるという中で、また、議員も御承知のとおり、生涯学習課ではなく教育委員会としましては、大きな学校再編というものもございます。そうした中で、この防球ネットに関しましては、要望があるということは承っておりますが、なかなかいつという具体的なお答えができなくて申し訳ないのですが、今申し上げました現状の施設の維持ですか、教育委員会としては、今現在、学校再編の事業の財政的な面での見通し、そちらをまず優先させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○6番（廣澤 賀君）

納得はできていないですけれども、分かりました。

僕の希望としては、令和10年度以降ぐらいで設計ぐらいが上がってくれると、ちょっと楽しみができるかなと。

その頃には、総合公園グランドの拡張工事のほうも落ち着き、片や学校再編で小中一貫校も落ち着き、何か事がない限りはできるようになるのではないかと期待しまして、この2つ目の質問は閉じさせていただきます。

次に、1つ目の質問で再質でございますが、小さいほうの1つ目ですね、本町における子育て世代とその子供たちへの支援についての再質でございますが、こちらは今現在どういった支援、サービスをしているのかということの確認、その中でも子育て世代への経済的負担の軽減、これに対してどんなことをしているかということを確認したかったので、あえてここでは質問することはございません。

次に、2つ目でございますが、本町独自の新しい施策はについてでございます。

この4月から子育て支援金支給事業という形で1歳未満の乳幼児1人につき2万円、それと南知多ビーチランドの2歳から5歳の乳幼児ですか、年間パスポート交付、入園料無料、また、令和3年度より町民感謝デー当日の入園料を町民に対して新たに無料としているということですが、子育て世代の皆さんのが美浜町に住み続けてもらう、あわよくば他市町から転入してもらおうということを考えますと、ちょっとこの2つでは弱いと。そういったことを考えると、今日、午前中に同僚議員の方も言われておりました兵庫県明石市の泉市長の財政が苦しいときこそ子供を真剣に応援するんだ。それによって人口が増え、経済も回るという話もございまして、まさに泉市長のやられておる施策ですか、5つの無料化ということで、少しばかり本府と比較検討させていただきまして、できるものがあればやつたらどうかと考えております。

そこで、まず明石市、5つの無料化で何をやっておるか。執行部の皆さんには分かっている方も大勢いると思うのですが、まず、1つ目、医療費の無料ということで、高校3年生までを無料化する。2つ目、保育料の無料ということで、第2子以降の全員無料にしている。3つ目が、おむつの無料化。生後3か月から満1歳の誕生日まで、おむつとか粉ミルク等、子育て用品約3,000円相当を配付もしくは宅配をしている。4つ目が、学校給食の無料ということで中学校の給食費を無料にしておる。5つ目が、主な公共施設、明石市でいうところの市民プールであったり、天文科学館、文化博物館等、親子とも、場所によって小学生までとか、ここは高校生までとか制約はあるのですが、無料にしている。

それに対して、本町では今どういった現状かといいますと、まず、医療の無料ということでござりますと、中学校修了時まで無料ということでございます。これを高校3年生まで無料にする場合、どのぐらいの費用がかかるのか。まず、これを確認させていただきたいと思います。お願いします。

○住民課長（藪井幹久君）

子ども医療を高校修了後にした場合の費用でございますが、増加になる部分ということだと思いますが、既に実施しているところの状況だとか、本町の高校生の数から試算をしてみると、入院分としましては年間大体200万円から250万円、通院は大体年間1,500万円、合計しますと入院・通院で大体年間1,700万円ほどという費用になると試算できます。

○6番（廣澤 賴君）

ちなみにですが、この知多管区と言えばいいのか、5市5町と言えばいいのか。この中では高校生修了時まで医療を無料にしているところはどんなまちがありますか。

○住民課長（藪井幹久君）

高校生まで助成している市町は、まず、お隣の南知多町は入院、通院とともに助成対象としております。ほかの4町は美浜町と同じではございますが、武豊町においては来年度から入院の助成を高校3年生の年齢の年度末までという形で変更すると聞いております。また、市のほうですが、半田市は、入通院ともに高校3年生の年齢の年度末までということになりますが、中学生以上の自己負担、通常3割なのですけれども、その2割分を負担

して1割分が自己負担となったという形で助成をしているということです。東海市は、入院は最長で24歳の年度の大学生まで。通院は高校3年生の学年までという形になります。大府市は、現在は中学生までございますが、この10月、来月から高校生まで拡大ということで、入院は全額、通院は半田市と同じように1割分が自己負担ということです。知多市は、入院は高校3年の年齢の年度末、通院は中学生、常滑市は本町と同じ入通院ともに中学生という状況でございます。

○6番（廣澤 賀君）

結局、高校修了時まで通院、入院合わせると本町ではあと1,700万円の費用を確保しなければならないということになりますね。ありがとうございました。

続きまして、保育料の無料でございますが、美浜町も同じく第2子以降を全員無料にした場合、あとどのぐらいの費用がかかるのか、よろしいでしょうか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

今の御質問ですけれども、第2子を無料化したら幾ら費用が増えるかということなのですけれども、現在、美浜町におきましては、第2子は上のお子さんと同時に入所されている場合につきましては半額となっております。ですので、今年度入っているお子さんを基にちょっと試算をしてみますと、20名ほどは、もう現状は半額ということで、2人目のお子さんですけれども、同一入所の方がお見えになっております。それ以外の方と合わせますと、今、半額にしている部分も含めますと、令和4年度に入所されているお子さんで計算すると、約1,000万円ほどの負担があるかなと考えております。

○6番（廣澤 賀君）

次に、3番目のおむつは、美浜町においては、おむつではなく助成金という形で、1歳に満たない乳児1人につき2万円という形と先ほど言わされておりました。明石市が、おむつ・ミルク代等を大体1人につき約3万円の計算になります。同じく、美浜町がこの2万円をもう1万円アップの3万円にした場合、あと幾らほど費用は必要になりますか。

○住民課長（藪井幹久君）

今現在、年間で出生するのが100人切っているという状況でございますので、1万円ずつアップしますと約100人と考えて大体100万円ということになります。

○6番（廣澤 賀君）

次に、中学校の給食費を無料にする。これは何で中学校なのかなと。では、小学校もやってほしいと、大体普通言いますよね。明石市いわく、中学校になると教育費が膨らみ、中学生のいる家庭の負担を少しでも軽減するという意味で、中学生のみということらしいです。美浜町の給食費、この間、令和3年度ですか、決算書でも確認しましたし、その前に学校教育課長にも確認したところ、中学生の年間の給食費全部で約3,000万円だという話を伺ったので、これはそれで確認させてもらったので、よしとします。

あと、5番目の主な公共施設ということでございますと、美浜町は、まだ親子で一緒に使うとか、そういった施設がございません。なぜビーチランドなのかなということも思ったのですが、これは補助金として何か年間100万円ぐらいですか、載せておると思うのです。これを全部足すと約6,000万円です。美浜町の1年的一般会計予算、コロナの補助金等を抜いても80億円前後あるのですが、それからしますと1%未満の額ですね。一般家庭、共働きで大体年間600万円ぐらいですか、平均としまして。その1%というと6万円、月にして5,000円。塾代だとか何かそういう月謝のことを考えても、一般家庭は何とかしています、5,000円、月に。町でも1%未満の6,000万円、非常に厳しい町ではございますが、本来やらなければならないサービス、事業、施策は当然やら

なくてはなりません。やらなくてもいいものはやらなくていいですよね。真ん中辺の順番を決めてやってくるやつ。この辺を、例えば5年ぐらいたっておるけれども、成果が出てないので、ちょっとこいつは切ろうかとか。何かそういういま一度精査をしていただきまして、これ全部はやれないとしても、何か1つでもいいからやれないかなど、私は考えております。

ちなみに、子育て世代の私の知り合いのお母さん方数人に聞いたところ、コロナ禍で1つだけ無料にしてくれと言ったら何がいいかとお聞きしました。そしたら、皆さん、中学校の給食費というお答えが返ってまいりました。あくまでも、これは提案でございまして、どうこうという話ではないのですが、できるものがあればやつていただきたい。それによって、子育て世帯の人たちが本町に住み続ける。もしくは、他市町から転入してくれば、なおいいかなと考えております。

そこで、子供の笑顔があふれるまちをつくる、つくりたいと願っている。私もその一人ですし、そういうことを考えている一人と思われる八谷副町長、あなたが、この先、美浜町にとってどういうことを考えていて、何かビジョン的なものがあれば、お聞かせ願いたいのですが、よろしいでしょうか。

○副町長（八谷充則君）

私個人ではなく、美浜町として考えているということで御答弁させていただきます。

廣澤議員が言うように、非常に少子化が進んでおりまして、危惧しております。平成元年に、私、ちょっと調べたのですけれども、247人出生しておりますけれども、これが令和2年は88人で、去年ですか、95人ということで、コロナの影響もあると思いますけれども、これは非常に厳しいです。247から88って64.4%減少しているのです。全国的にも子供の数は減っていると言われていますけれども、これも調べたのですけれども、全国的には33.6%減少しているのです。そうすると美浜町は倍近く減っているということです。

逆に、亡くなられている方は、生まれてくる方の3倍ぐらい亡くなっていますので、美浜町の場合。このままいくと本当に加速度的に人口が減っていくということになります。子供の数が減っているということは、当然その生産労働人口が減っていくということになりますので、将来の私たちを支えるべき世代がいなくなるということです。

したがいまして、子育て世代を呼び込むというか、応援するということは、もう第一優先でやるべきことだということは、私どもも認識しております。

なぜ子育て支援をしなければいけないかというと、子育て世代に美浜町に住んでもらう。美浜町を選んでもらう必要があるわけです。では、どういうことで子育て世代はまちを選んでいるのかというと、やはり生活環境、それから教育環境、そして子育て支援、この3つかなと思うわけです。

生活環境ということでいいますと、美浜町には名鉄の駅が6個ありますし、地価も安いということで、逆に考えれば、非常に安く駅の近くに住めることがある。そして、自然豊かであるというところがメリットかなと思うわけですけれども、片や若い世代の方々は、それよりも、よりショッピング街がある。スーパーがあるとか、大型店舗があるとか、そういったことに魅力を感じる方々もいらっしゃるということで、残念ながら今はそちらが強いのかなと思っています。

さらには、防犯ですか、交通ですか、そういった環境も選ぶ一つだと思いますけれども、やはり大きいのはまちのにぎわいだと思います。これは一朝一夕にどうこうなることではありませんので、人口が減少すれば、悪循環でさらに寂れていきますので、そういった意味でも人口を増やしていくかなければいけないと思っています。

教育環境については、先ほど山本議員の質問にもありましたけれども、小中一貫校をつくっていくと考えております。これは、教育部長も言いましたし、教育長も言いましたけれども、美浜の特性を生かしたより魅力ある

学校、子供を通わせたい、そして、その子供たちが大きくなったときに、また自分の子供もここに通わせたいと思うような学校をつくっていくということが、持続可能なまちづくりかなと思っております。

そのためにいくわけですが、当然、今の学校をそのまま維持していかなければいいのですけれども、やはりそれだけの経費もかかりますし、子供の数がどんどん減っていく中で、それがどうだという話もあります。そういう意味で、今、美浜町としては小中一貫校に進んでいるということでございます。

子育て支援については、私が厚生部長の頃から議員の方からも御要望のあった病後児保育を始めました。そして、先ほど答弁にあったように、来年からは高校生の入院費までですけれども、取りあえず医療費を無料化します。そして、大寄議員から御質問あったおむつについても、もう既に実験的にやっておりますけれども、これも継続してやっていきたいと思っています。簡易ベッドのコットについても、来年度からぜひ導入したいと考えております。

私ども、いろいろな施策について、まだまだ十分不勉強なところがありますので、議員の皆様方から他市町のこういう施策はどうだということがあれば、できるものはぜひ取り入れていきたいと思っています。よろしくお願いします。

そして、問題は、こういった施策を実施していく財源をどうするのだというお話です。

先ほどというか、午前中に大岩議員から道路の話がありました。昨年度、ここに主要施策があるわけですけれども、道路維持修繕費が2,500万円です。そして、新設改良が2,000万円です。これだけのお金で道路の維持管理をしているわけです。先ほど言われた廣澤議員のやつでいくと6,000万円ということで、明石市が泉市長のリーダーシップによって子育て世代の施策に非常にお金を回しているということがあるのですけれども、私、調べたら、明石の市長は自分が市長になる前から3割から4割土木費を削っているということです。当然、施策としてやっていくことですので、それはいいのですけれども、美浜町の場合、それだけの土木費を削って、果たして生活道路が凸凹になる中で皆さんがどうだということがあると思います。ですので、その1%の6,000万円だからということではなくて、財源を絞り出すのはなかなか難しいということも御理解いただきたいと思います。

ですので、山本議員の質問にもありましたけれども、小中一貫校の後、学校を有効利用するということで、今回、南部小学校、一企業に入っていただきました。無料で譲渡したことがどうだというような御質問だったと思いませんけれども、あれも前回の議会でも御説明しておりますけれども、土地代と、それから、ある学校を壊すお金、これを比べたときに、はるかに壊すお金のほうが高いわけです。その土地を売ろうとすると、壊してから売るということになるとマイナスになるのです。ですので、ただでもいいからそのまま使ってくださいという形です。貸せば、そこを維持補修していかなければいけないので、当然お金がかかりますし、地元が使っていくということになると全くお金が入ってきませんし、さらにお金がかかる。今回はただですけれども、新たに今後は固定資産税なり法人税なりお金が入ってくるわけです。そういう意味でいきますと、今回の売却というか、無償ですけれども、意味があると御理解いただきたいと思います。

いずれにしましても、何とか財源を確保して、そして子育て世代の政策を精いっぱいしていきたいというのが本町の考え方でございます。

○6番（廣澤 毅君）

もう少し時間ありますが、大丈夫ですか。

なければ、ここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、廣澤毅議員の質問を終わります。廣澤毅議員は自席に戻ってください。

[6番 廣澤毅君 降席]

○議長（横田貴次君）

ここで、換気も含め休憩を取ります。15時10分再開にて休憩といたします。

[午後2時48分 休憩]

[午後3時10分 再開]

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 石田秀夫議員の質問を許可いたします。石田秀夫議員、質問してください。

[4番 石田秀夫君 登席]

○4番（石田秀夫君）

皆さん、お疲れのところ、最後の質問者として、いましばらくお願ひいたします。あらかじめ議長宛てに通告書を出させていただきまして、その通告書に従いまして順次質問させていただきます。

大きい1番目、町の現状と今後の展望について。

少子高齢化が叫ばれている中、魅力あるまちづくりの推進は本町においても喫緊の課題です。現在、本町では運動公園整備事業をはじめとした様々な事業が行われているところですが、魅力あるまちづくりに対する事業展開や直面する課題等について、町の考えをお伺いいたします。

1番目、美浜の里構想についてであります。美浜の山、丘陵地、海を活用した美浜の里に対する構想について考え方をお伺いいたします。

2番目といたしまして、総合公園拡張事業の構想はでございます。奥田地区に現在建設中の運動公園は、日本福祉大学と各種団体及び学校の合宿を主に活用されると考えておりますが、総合公園拡張事業についての構想をお伺いいたします。

3番目、整備後の運動公園の活用方法について、2024年中に運動公園の一部が供用開始の予定ですが、2026年のアジア競技大会に向けての誘致活動状況は。また、運動公園整備後のスポーツによるまちづくりにおけるスポーツ交流事業への考え方と進め方についてお伺いいたします。

4番目、太陽光発電施設への対策はでございます。再生可能エネルギーの必要性は十分理解しておるところですが、町内においては多数の太陽光発電施設が設置されており、景観の悪化が危惧されます。そこで、町としての対策をお伺いいたします。

大きい2番目といたしまして、都市計画道路についてでございます。

都市計画道路東部線及び西部線において、県に優先順位を含めどのように要望しているかをお伺いいたします。壇上での質問はこれにて終わります。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

石田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、町の現状と今後の展望についての御質問の1点目、美浜の里構想についてでございますが、この美浜の里構想については、たしか平成27年頃からかな、神谷町長がずっと構想に入れられたことです。この構想については、私も大賛成。美浜町のこれまでの特性を生かしながら、要は町外から、あるいはたくさんの方々が、美

浜の特性をこれはいいと思っていただけるようなプランをつくるということ。これが美浜の里づくりだと私は思っておりました。

これまで私も、今回ることは別として、平成3年から町長をやらせていただいて、万博が2005年でしたよね。このときに、愛知県が自然と共生のテーマで万博を行うということが世界的に認められて、愛知万博ということになったことは、私は非常にうれしかったですね、そのときは。それ以前に、もう既に私は自然と共生プラス心のまちを目指そうということで、この町の町長選を戦ってきました。自然なくして人はなし。自然がなければ、人間も地球上のものも滅亡ですよね。それを正しい形で守っていくかということは、やはり人間の心でしょう。今、モスクワの問題、あるいは中国の問題、北朝鮮の問題、いろいろある中で、やはりリーダーたる者は、広く眺めながら心を一番大事にして政治を行うということが何よりも大切なことです。そういう意味で、自然なくして人はなし。心なくして幸せはなしというのが、私の理念でもございます。

美浜町も、そういう意味で、当時から何とかこの美浜の特性を生かした西と東、伊勢湾あり、三河湾あり、こんないいところないぞ。陸上は、里山が非常に多い中に、農地も一番郡内では広く持っている。これを生かしていくことが本当のこここのまちとしての将来計画に一番大事なことではないのということでやってきたわけです。これは変わりません。だから、今、石田議員が美浜の里構想についてどこまで考えられて御質問か知りませんけれども、今やろうとしていることを、これを1つお答えさせていただきます。

これは、とても広かったのです、美浜の里構想は。総合公園を中心に、要はインターの近くに奥田の平井を含めて、第1、第2、第3候補というような形で構想を持っておられた。その中で、なかなか具体的に、では、どういうものを造るかということをまとめることはできなかった。今回、いろいろな面で人間の御縁といいますか、1つは、ジョイフルファーム鵜の池、天然記念物鵜の池の前です。これを当初始めたときは、いかに政府の補助金をもらって、観光農業、ミカン狩りだとかいうものがやれるかということで、あのジョイフルファームを立ち上げました。あれがずっと続けてこられました。現在も、今、相当食堂についても、すしのお仕事やっている方々も、もちろん経営者そのもの、農業法人も高齢化をしてきました。もういつやめようかという段階に本当に入っています。

これをやめたら、これまで大体3億円売上げがある。これをずっと続けて守ってきた。よくやったな。これを、では、続けてやる。美浜の里構想の一つのテーマが、またこれも人の御縁です。全部その後引き受けようという方が現れました。これが皆さん御存じのように、都築紡績を全部買っていただいて、あの当時ですよ。今はスーパーがみんな入ってくれていて、その方が、この後できれば協力したい。今考えているのは農家だけではないぞ。一番今求められているのは健康長寿です。それと農福連携です。これしかない。これも含めた行政と一体になった形でいかないと。道の駅もそうです。そういう構想も持っています。これはもう潰れたら終わり。やり手がありません。今ほとんど土地を借りてやっています。貸農園です。だから、それを全部買ってくれるというお話を今進んでおりますので、何とかこれを早急にまとめることができたら、総合公園を中心に、これまで望んでいた美浜の里の1か所が育つのかな。

もう一つが南部です。南部古布地区に牧場があります。その牧場を全部買っていただきました。その牧場は、既に、これまで本当にいい御夫婦で、知多半島の小学校の児童たちを無料で芋掘り、カボチャ取り、こういうことをやっているお方です。そこからずっと上へ上がって矢梨のほうに行くと新池があります。すばらしいところです。元から新池公園なら、私も、みんなボランティアで周辺整備しておってくれますけれども、とってもいいなど。あの周り、南側を上がっていくと散策路ができています、山の上に、大体70メーター、80メーターありますね、頂上。あの上へ上がらせていただくと三河湾一望です。いや、南部にこんないいところがあるんだ。も

ともと南部地域は、企業団地構想で私のときから進めたが、誰も起業してくれない。なかなか地元の納得も一部あったから難しかったのです。今回、そういう形で一つの企業が来ていただいた。

もう一つ、皆さん既に議会でも御了承いただいたように、マグネデザインさんです。河和南部小学校、我々の研究室、ほぼ会社として活用できないかということで来ていただきました。要は博士、もうすごい構想の中で、美浜だけではないです。知多半島をマグネ半島にするのだと。今はシリコンバレーと交流しているけれども、知多半島をマグネ半島にするぞという夢を持って、ここまで来られた方です。美浜へ定着していただける。ちょうどまた河和南部小学校のもう本当に生徒数が減って困っていたところを受けていただけた。今もここへ要は入つていける企業、次の学校の相手とかはないかというお話もあるぐらい今期待をされています。そんなことで、これから、今日はテーマでいろいろなことがありました。本当に少子高齢化です。これはうちだけではない。日本中そうです。

ところが、今、一番問題なのは、中部新国際空港の問題で、今度説明会があります。あれは、私たちのときは国際空港計画、国際空港だと。それが非常に難しい、今の段階では。福岡空港並みかと。何とかこの愛知県で国際空港を、成田と関空だけではなくて、この真ん中でということを、これは郡を挙げて、県を挙げて、三重県、岐阜県も交えながらやらなければいけないというような今時期に来ています。ということを考えると、石田議員が言ってくれるように、これから美浜のまちをどうするかということです。

皆さん、美浜町のよそにない特性を知っているでしょう。何がありますか。よそにない、美浜町にはどこにもないものがあるぞ。では、一番大きい河和には何がありますか。何が頭に浮かびますか、ここで。私は、河和城を言います。これは、河和のお城は大府の企業が持っていました。河和の区会や皆さんも一緒になって町の用地と交換ならくれると言ったから、交換をして今持っています。なかなか整備ができない。河和の区会が管理して草を刈っている。この3年間、コロナのおかげで、私も暇があれば職員にも頼んで竹やぶを切ってきました。あれだけの城跡が残っているのはそうありません。では、布土は何ですか。オレンジラインは非常に人気あるでしょう。南部は何ですか。南部は今ないと言った。ないどころではないですよ。切山、古布、矢梨のあの丘の上、今、妙高といろいろ交流していますよね。妙高なんて、箱根駅伝からみんながあそこへ合宿に来る。そういうコースでして、ここでも十分その可能性はあります。

この3年間、暇があると、南部の山の上、野間の山の上、少年自然の家の山の上、高いところは職員にも参加してもらって、出られる方に、歩きました。78メーターの尾根、ずっと、いや、ここがハイキングだとかトレーニングになったらすごいなということをじかに体験しながらやってきたのが、この3年です。ぜひ、そういう面でのこの町にある歴史、歴史は何ですか。河和城もそうでしょう、田原城ですよ。城主が、ここが気に入って、ここで住んでしまったのです。あの城山におると伊勢湾が全部見えたが、今は木が多くなって見えません。木を切ったら、もう全部見えます。田原の殿様は、なぜ河和へ来てしまったか。田原の制海権を持っていたのは三河湾の中です。河和城へ上がれば全部自分の領地が見えててしまう。これだなど私は思ったのです。

美浜の持てる資産を生かそうということが、私の美浜の里構想の原点です。

石田議員の第2の問題点、総合公園拡張事業の構想案についてでございますが、総合公園周辺エリアは、第5次美浜町総合計画後期計画において、交流拠点として、自然環境を保全しつつ、スポーツ施設等の集約を図り、自然を利活用したより集客力のある活性化した地域を目指すとしております。

総合公園拡張事業は、第5次美浜町総合計画に基づいて、令和2年2月公表の整備方針により事業を進めています。まずは、今年度末で閉鎖予定の町民第2グランドの代替地、もうこれは、あの近辺に持ってこようということは前々からの構想でしたよね。スポーツ施設を集約することで、町民利用者の利便性向上を図るとともに、

効率的な施設管理を行います。

将来的な構想といたしましては、運動公園と併せて新たな交流人口の創出による地域活性化を目指すものでございます。

次に、質問の第3点目です。整備後の運動公園の活用方法についてでございますが、2026年に愛知県で開催が予定されておりますアジア・アジアパラ競技大会につきましては、本町が整備を進める運動公園陸上競技場を国内外の選手、関係者にアピールする絶好の機会と考えており、これまでも日本福祉大学と共同で運営するスポーツまちづくり推進室と共に、県の関係部署に大会会場として利用を働きかけてきました。

残念ながら現状の計画においては、名古屋市近郊に競技会場を何か集めるというのが、どうもこの大会の基だそうでございまして、トライアスロンもここへ来いとやったのですけれども、残念ながら名古屋港だそうでございますので、そういうことがあって、ここへは来られない。ところが、近郊に競技場を集約してやるけれども、本町としては、例えば事前合宿あるいは練習会場、こうした利用は十分見込めるよということですので、さらに今、アジア大会の組織があります。そことも調整し推進をしていきたいと考えております。

また、整備後のスポーツ交流事業への考え方と進め方につきましては、スポーツを通じて、健康、あるいは福祉、教育、経済を連動させたスポーツを核としたまちづくりを、地方創生推進交付金制度を活用しながら進めてまいりたいということで、今、コンサルも入れながら日本福祉大学と検討をしております。

次に、御質問の4点目、太陽光発電施設への対策についてでございますが、本町における太陽光発電施設の設置及び運用につきましては、令和4年3月1日付施行の美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドラインが適用され、事業者等が遵守すべき事項を定めることにより、自然環境の保全と良好な景観の形成を図るとされています。

そのため、ガイドラインを適正に運用することで、良好な景観形成の保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路についてでございますが、これは西と東にもう前から計画をされている道路ですけれども、なかなかこちらまで来るのは大変です。今、西側は常滑の旧小鈴谷町、名鉄線を越すところまで来ました。あと三、四年で恐らく河和県道まで来ます。ところが、こちら側です。まだ武豊がたくさん残っています。そういう意味で、少しでも、もう値のええところはやめて、こっちは安いのだから、先にこっちを安いときにやれというのが、私はどこに行っても言っているのです。そうすると、名鉄を1つ越すだけで何十億円かかります。大変なのです、これは。今、計画設計に入りました、武豊のほうは。少しでも早く、今の古布、あの三差路から、ぜひここ河和上野間県道のインターヘンスで行けるようになるまで早くやっていただけるといいなというのが、我々町のみんなの願いです。それをお願いしております。

本年につきましても、去る6月29日水曜日に、議長と総務産業常任委員長にも出席をいただきて、知多建設事務所へ要望書を提出し、建設事務所幹部の方とも町内を、現地を見ていただいて、あの実情を認識していただいて、少しでもこちらが早く河和台につながるようにということをお願いしておるのが現状です。

来る10月24日、愛知県庁におきまして、建設局長をはじめとする県の幹部の方々との要望会を予定しておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で、壇上での答弁を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○4番（石田秀夫君）

美浜の里構想に関しましては、美浜町の特性を皆さんに訴えるのだ、来ていただいて楽しんでいただくのだと
いう形での町長のお話だったかとは思うのですけれども、本当にそういった散策道なりがてきて来ていただければ、
民間のレクリエーションではないのですけれども、魚太郎だとか、えびせんの里だとかがある、また別の意味
での町としての開発といいますか、力の入れ方で、そういったみんなが一時美浜町で楽しんでいただけるという
場をつくっていくということは、本当に大切なことかと思っております。そういうところで美浜の里構想に関し
ては進めていっていただきたいと思います。

次に、総合公園拡張事業であります、ここは今、拡張事業で計画変更、最初の時点での町が描いた構想案と
非常に違ったものができる、運動公園も含めた土取り場としての位置づけというか、そういう見方しかできない
ような状態で、今後、活用は、いかに充実したものに造っていくかというのが課題かとは思うところです。最初
ですと、そこで硬式野球場、サッカーができるところは2面できたということですけれども、非常に今の段階で
のスポーツ推進合宿を受け入れていくという点ではもったいないなというところになってきておるかとは思いま
す。

そういった中で、運動公園の活用に入っていくわけですけれども。

今、日本福祉大学と共同で運営するスポーツまちづくり推進室において、合宿なり大会誘致に関してです
けれども、2024年にオープンと。それで、2026年にアジア・アジアパラ競技大会が開かれるということですけれど
も、そこにおいてのこのまちづくり推進室での話合いというか、いろいろ今後どうしていくかという検討かとは
思うのですけれども、大会誘致、それから合宿誘致に関してのいろいろな引き合いで聞かれる相手方、来ようと
する側においてのニーズもあろうかと思いますし、受入れ側の受入れ体制というものもあるうかと思います。そ
ういったところの調査について、どのように調査しているのかということをお伺いしたいと思います。

○企画課長（戸田典博君）

先ほどの運動公園、総合公園ができたときの事前合宿や、合宿誘致を進めていく上での受入れ側、また來てい
ただける側のニーズ調査についての御質問だと思います。

先ほど議員がおっしゃったとおり、今後、大会、合宿を美浜町で行っていただきためには、誘致活動のニーズ
についての調査はとても重要であると考えております。誘致を進める上で、学校ないし大会組織委員会など、合
宿を行う側が何を求めて選定をしているかを明確にしていくことについては、現在、推進室とスポーツまちづく
り支援業務、民間のみらい株式会社さんと共に、そちらを明確にしていきながら調査も進めて今現在行っており
ます。

今まで、合宿の先進地であります和歌山県にあります田辺市さんや、あと上富田町さんも視察をいたしまして、
合宿についてのニーズ調査、またリピート率の向上の施策とか、そういうことも既に事前調査を職員の中でして
おります。

今後は、その調査と並行いたしまして、やはりニーズだけではなく、先ほど言ったほかにはない差別化を図れ
るような美浜ならではのよさ、前にもお話をさせていただきましたが、美浜の地域自然、例えば里地・里山をは
じめとする自然豊かな環境、観光資源、また、スポーツ科学部を有する日本福祉大学との連携事業、さらには宿
泊施設の充実、また、交通面においてもセントレア、また名古屋から1時間以内で電車で来られるという高ア
クセス等も併せてPRをしていき、今後のニーズ調査と併せて美浜の活用を進めていきたいと考えておりますので、
よろしくお願いします。

○4番（石田秀夫君）

ここにおいては、受入れ側の方たちの心構えというか、準備もあるうかと思います。それでどの程度の合宿の方が見えるのかという点にもなろうかと思いますけれども、非常に皆さん関心を持っておられるかと思います。そういう中で、スムーズに合宿ないし大会が運営できるようにしっかりと調査していただきまして、皆さんに周知していただいて進めていっていただきたいと思っております。

また、総合公園拡張事業のできるところもですけれども、従来の施設においての大会誘致、大会を今でもやつておるという種目、競技もあるうかと思いますけれども、施設全域、そういう引き合いがあった場合に受け入れていくのかということなのですけども。

○企画課長（戸田典博君）

先ほど、2024年に陸上競技場の運動公園と現在ある総合公園の総合的な形での合宿の受入れを今後行っていくかという御質問かと思います。

現在、運動公園を整備して出来上がったとき、主に陸上競技、サッカー、ラグビーなど屋外で行われる競技が中心で合宿等行われると思います。また、総合公園体育館でグラウンド、テニスコートも整備しておりますが、そのほかには体育館、サブアリーナ、特に屋内競技、バレーボールやバスケットボールなどの活用も、現在も夏休みになりますと数多くの大学から合宿も来ていただいているります。

今後もこちらの運動公園、総合公園ともに誘致も進めていきながら、今まで同様に町民の利用者との調整を図りながら、町外からの合宿の大会誘致の受入れを進めていき、一人でも多くこの美浜町に訪れていただきながら、それにより美浜の交流人口も増加し、また美浜町全体の活性化につなげていければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○4番（石田秀夫君）

ぜひともこれが成功していただいて、旧市街地、市街化区域とかが活性化されて、この財源になっている都市計画税を生み出している部分においてもつながっていっていただきたいと願うところでございます。

次に、太陽光へ入らせていただきますが、太陽光発電に対して、ガイドライン、具体的にどのように指導しているのか。また、他法令の指導はどうなっているのかお伺いいたします。

○環境課長（谷川雅啓君）

ガイドラインで具体的にどのようなことを指導しているかの御質問でございますが、美浜町太陽光発電施設に関するガイドラインでは、第4条第9項において、周囲の良好な景観に支障を来さないよう配慮することとしております。届出時には、事業者に対しまして、この旨を遵守するよう指導しております。

また、第4条第10項においては、設置区域内の除草等の環境整備に努めることとしており、設置後の周辺草刈りに問題があると思われる施設については、事業者に連絡し、早急に対応するように指導しております。

さらに、太陽光施設の設置に関しては、第5条で設置の自粛を求めることができる区域を定めており、当該区域内において施設の設置計画が判明した時点で、事業者に対して自粛を求めるようお願いをしております。

他法令での指導ということの御質問ですが、美浜町の市街化調整区域は、ほぼ全域、国や県の示す自然公園法において規制対象区域になっております。1,000平方メートルを超える工作物や200平方メートルを超える土地造成については、工事の着手前に必ず町に届出または許可の申請が義務づけられております。

なお、この届出においては、工作物の場合、カラーでのサンプル写真等を添付することとなっておりまして、太陽光施設のパネルの機材やフェンスの色彩に極端な問題があった場合についても指導をしております。よろしくお願ひいたします。

○4番（石田秀夫君）

ガイドラインでというか、そういう規制の中で進められて、美浜町中、そこらじゅうで太陽光ができているということですが、今、私の中では景観の悪化と示させていただきましたが、自然環境においての保全という部分で、太陽光で斜面に無理したような造り方をしているなとか、そのところはシート張りでとか、以前は木が生えておって、水もそれなりに下へ浸透していったが、今では、そこは降ったら素通りで下へ流れて、田んぼでいえば、多面的機能で水を保有するというか、含むというようなことはなくなって、すぐ川へという経路に。だから、いつときの水の量が雨が降った場合には増えるだろうということが一番懸念されるところで、改良土にしても水を含まない。その上を勾配のついた中を流れていくという現象も考えられますので、そこら辺の対策も今後考えて見ていくべきかなということは思っております。

太陽光に関しての質問はここまでで、西部線、東部線についてで、優先順位と示させていただきましたが、美浜町で何か所か東部線で、町内で造ってほしいという部分はあろうかと思います。そういった中で、西部線においては、上野間県道までは3年後ぐらいまでにはできるということですけれども、引き続いて、できた暁には、やはり陸上競技場まで大型が乗り入れられるように要望していくことが必要ではないかと思います。乗り入れることも、それまでの間の善後策も町としては考えているようですが、一遍そこで聞かせていただきたいと思います。どういうことを考えているのかということで。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

まず、都市計画道路の優先順位としましては、先ほど町長の答弁でも申し上げましたけれども、知多西部線につきましては、今、常滑美浜の早期完成です。県道小鈴谷河和線まで事業を進めていただいているので、それの早期完成。

それと、知多東部線につきましては、美浜町内においては、小鈴谷河和線から河和台までの河和バイパスと、河和台の南、今、内海県道まで続いておりますけれども、そこから河和の交差点までの河和バイパス。こちらを要望箇所として県・国に要望しております。

今、石田議員がおっしゃられる知多西部線の小鈴谷河和からさらに南進のお話ですけれども、今後、運動公園ができる、多くの方が奥田地区にお越しになるということになれば、当然、大型のバスですか交通量が増えることになってきますので、ニーズが高まってくれば要望しても説得力があるのかなと思っております。現在のところ、県道小鈴谷・河和線以南の着手の計画は聞いておりませんけれども、当然、運動公園の完成に伴って要望をしていこうとは考えております。

○4番（石田秀夫君）

私の質問としては、西部線、東部線ということで質問させていただきました。これ以上の横への突っ込みはやめておきますので、これにて質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、石田秀夫議員の質問を終わります。石田秀夫議員は自席に戻ってください。

〔4番 石田秀夫君 降席〕

○議長（横田貴次君）

これをもちまして、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、9月9日から9月12日までの4日間を休会としたいと思います。これに御

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、9月9日から9月12日までの4日間を休会することに決定いたしました。

来る9月13日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

[午後3時56分 散会]

令和 4 年 9 月 13 日（火曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

令和4年9月13日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

- 日程第1 同意第4号 美浜町教育委員会委員の任命について
日程第2 議案第44号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第45号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第46号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について
日程第5 議案第47号 美浜町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第48号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）
日程第7 議案第49号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第50号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第51号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
日程第10 認定第1号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和3年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和3年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和3年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第11 発議第2号 美浜町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
日程第12 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第12までの各事件

- 追加日程第1 議案第52号 保健センター空調設備及び屋根等改修工事請負契約の締結について
議案第53号 移動式バスケットゴール物品売買契約の締結について
議案第54号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山 本 辰 見 君	2番	鈴 木 美代子 君
3番	森 川 元 晴 君	4番	石 田 秀 夫 君
5番	杉 浦 刚 君	6番	廣 澤 肇 君
7番	大 寄 曜 美 君	8番	中須賀 敬 君
9番	横 田 貴 次 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	横 田 全 博 君
13番	野 田 増 男 君	14番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	齋藤 宏一君	副町長	八谷 充則君
教育長	伊藤 守君	総務部長	杉本 康寿君
厚生部長	高橋 ふじ美君	産業建設部長	宮原 佳伸君
教育部長	夏目 勉君	総務課長	中村 裕之君
秘書課長	大松 知彰君	企画課長	戸田 典博君
防災課長	富谷 佳成君	税務課長	小島 康資君
住民課長	藪井 幹久君	福祉課長	三枝 美代子君
健康・子育て課長	下村 充功君	環境課長	谷川 雅啓君
産業課長	三枝 利博君	建設課長	茶谷 昇司君
都市整備課長	平野 和紀君	水道課長	竹内 健治君
学校教育課長	近藤 淳広君	生涯学習課長	山本 圭介君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 富谷 佳宏君 主幹兼議会係長 森 秀雄君

〔午前9時00分 開議〕

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和4年美浜町議会第3回定例会3日目の日程を迎えました。関係各位の皆様の定例会御出席に感謝申し上げます。

また、美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、マスクの着用をお願いしておりますが、飛沫防止用アクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますので、冒頭でお伝えさせていただきます。

また、先週の本定例会初日から、一般質問の日も含みですけれども、2,700人を超え、2,800人を超えるというような形でお知らせしてまいりましたが、残念なことに今週、今日の朝刊では2,902人ということで、大変、今、コロナウイルスが猛威を振るっておる中での定例会の開催となります。改めて皆様に確実な予防対策を取っていただきたいことを心からお願い申し上げます。

また、本日の議案質疑につきまして、事前に通告をお願いしていましたところ、議員の皆様からの御理解、御協力により、本質疑の日を迎えることができました。改めて皆様の御協力に感謝を申し上げます。

本日の議案質疑をはじめ明日から始まる各常任委員会における付託案件の取扱いに際し、慎重なる審査を確実に行っていただきますことを心からお願い申し上げます。また、本定例会に議員発議として重要な案件も提案されております。本町の議会議員として真摯な姿勢で最後まで取り組んでまいりたいと思いますので、改めて議員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ち、お願ひいたします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を

励行していますので、御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願ひいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日、会計管理者より、諸般の事情により本定例会を欠席する旨連絡がありましたので、これを御報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 同意第4号 美浜町教育委員会委員の任命について

○議長（横田貴次君）

日程第1、同意第4号 美浜町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第4号 美浜町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第2 議案第44号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第2、議案第44号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第45号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第3、議案第45号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第46号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第4、議案第46号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第47号 美浜町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第5、議案第47号 美浜町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第48号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（横田貴次君）

日程第6、議案第48号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第49号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（横田貴次君）

日程第7、議案第49号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第50号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（横田貴次君）

日程第8、議案第50号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第51号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

○議長（横田貴次君）

日程第9、議案第51号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第10 認定第1号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで7件一括

○議長（横田貴次君）

日程第10、認定第1号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上7件を一括議題として、順次議事を進めさせていただきます。

質疑の回数は、会議規則第54条の規定により、議長の宣告した事項について1人3回までといたします。

議長から事前にお願いいたします。

この議案は決算審査であり、令和3年度予算が適正に執行されたかどうかを審議するのが主眼ですので、一般質問にならないよう厳に注意をしていただくようお願い申し上げます。

なお、会議規則第53条に、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」、また、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。」と規定されています。議員各位におかれましては、この点をよく留意して、議長から指摘や注意を受けないよう質疑をしてください。

最初に、認定第1号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてであります、本件の質疑は、歳入を一括で行った後、歳出は1款から4款まで、5款から8款まで、9款から14款までの3つの区分に分けて行います。

初めに、歳入について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の1款から4款までについて、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。

以上で、1款から4款までの質疑を終わります。

次に、歳出の5款から8款まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 山本辰見議員。

○1番（山本辰見君）

事前に通告はしておりますので、ページでいくと、主要施策になるのですが、7款商工費、1番の商工業振興事業、主要施策の136です。ニューあいちスタンダード認証応援交付金がありますけれども、どんな事業なのか。それから、この交付金の在り方について説明をお願いします。

もう一点は、主要施策の152ページ、8款の土木費、この中に（4）住宅耐震化推進事業、大規模盛土造成地変動予測調査とあります。具体的な業務内容について説明願います。また、この予測調査によって、どのようなことが明らかになったのか説明願います。

以上2件お願いします。

○産業課長（三枝利博君）

それでは、今、山本議員から御質問がありました、決算書でいいますと159ページになります。ニューあいちスタンダード認証応援交付金についての御質問でございますが、この事業は、コロナ禍において、感染症対策を行い、県に認証された事業所に補助金5万円を交付したもので、65件の申請の計325万円の実績でございました。

○都市整備課長（平野和紀君）

続きまして、大規模盛土造成地変動予測調査についての具体的な説明ということでございましたので、説明をさせていただきます。

具体的な内容でございますが、こちらは平成24年度に県で大規模盛土の造成地の場所を調査しております。それが15か所ございました。今回、その15か所につきまして、開発当時の資料だととか、あと現地踏査をして、今後の地質調査等の細かい調査が必要かどうかを判断する調査でございます。

結果ですが、15か所のうち2か所について、道路の亀裂等があり、調査が必要という判断が出ましたが、現場は特に著しい変化もなく危険性は少ないということをですから、取りあえず経過観察ということで処理をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（横田貴次君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

それでは、質疑なしと認めます。

以上で、5款から8款までの質疑を終わります。

次に、歳出の9款から14款まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 山本辰見議員。

○1番（山本辰見君）

2点ほどお聞きします。

主要施策の162ページですけれども、9款消防費、4項で災害時井戸水提供者の把握と水質調査について説明があります。ここで、基準適合A判定、B判定、C判定とありますけれども、この基準はどのようなものか説明を願いたいと思います。

もう一点は、9款の同じ消防費の中で、個別避難計画の作成事業についてがあります。具体的には、避難行動要支援者登録者数と個別避難計画作成にかなりの差があると思うのですが、この理由というか、経過をお願いします。

○防災課長（富谷佳成君）

それでは、山本議員からいただきました質疑に対しまして、次のとおり回答いたします。

災害時井戸水提供の家の井戸水に係る水質調査の結果に基づく判定の基準につきまして、採水しました検体において、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、亜酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度の計11項目を検査し、その結果、全11項目が基準値以内の検体につきましてA判定、pH値等基礎的性状の5項目に基準値外となる項目があったものをB判定、それ以外にも基準値外となる項目のあったもののC判定しております。

次に、避難行動要支援者登録者数と個別避難計画作成数に大きな乖離がある理由につきまして、美浜町避難支援プランにおきまして、個別避難計画は避難行動要支援者1人ずつに対し作成することとなっており、この個別避難計画には、同居家族以外に1名の避難支援者を指定するものとしております。

また、美浜町避難行動要支援者登録制度実施要綱に、原則として、避難行動要支援者世帯の隣接する世帯が避難支援者となり、平時から声かけや見守り及び相談等ができる範囲で行うものとしております。

これらの条件に合致する避難支援者を個別避難計画に指定する必要があることから、避難支援者が著しく不足しております、避難行動要支援者登録者数に対し個別避難計画作成数が近づいていない理由となっています。

○議長（横田貴次君）

ほかに質疑はありませんか。1番 山本辰見議員、2度目です。

○1番（山本辰見君）

済みません。今の後半の個別避難計画、実際には825人に対して24人ですが、なかなか進んでいないというのは、これは24が50になるとか100になるとか、そういう時間の問題でしょうか。それとも、また別の要因があって、なかなか進まないのか。

○防災課長（富谷佳成君）

なかなか進まない理由としましては、避難行動の支援者になっていただける方、候補者の方の手挙げがなかなかないということで、今、同意いただける方を広く募集しているのですけれども、なかなか負担がやるほうも大きいということで、手が挙がっていないのが現状でございます。

○議長（横田貴次君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第1号の質疑を終わります。

次に、認定第2号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号 令和3年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号 令和3年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号 令和3年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第7号の質疑を終わります。

以上7件の認定議案については、お手元に配付しております議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたしますので、御確認ください。

日程第11 発議第2号 美浜町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第11、発議第2号 美浜町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。12番 横田全博議員、説明願います。

[12番 横田全博君 登壇]

○12番（横田全博君）

おはようございます。12番、チャレンジM I H A M A、横田全博でございます。

それでは、説明させていただきます。

発議第2号 美浜町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について。

美浜町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和4年9月13日提出、代表提出者、美浜町議会議員、私、横田全博。提出者は、石田秀夫議員、杉浦剛議員、中須賀敬議員、荒井勝彦議員、大岩靖議員、丸田博雅議員であります。

次に、提案理由でございますが、社会的動向、近隣町村、同規模町村の状況等を勘案して、美浜町議会議員の定数を定める条例（平成12年美浜町条例第26号）の一部について、本則中「14人」を「12人」に改めるものであります。

また、この条例に附則として、令和4年10月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行するものであります。

なお、条例改正に当たっては、議会運営委員会などで、おおむね半年近く協議を重ね、チャレンジM I H A M A並びに希望の輪の2会派の議員による提出となりましたことを申し添えさせていただきます。

最後に、議員皆様の御賛同をお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 大寄暁美議員。

○7番（大寄暁美君）

私自身は、議員定数の削減については、議員や会派の中で十分に検討し、納得できるものだったと思っております。また、私の周りの多くの住民の方も、納得していただき、賛成しています。

しかし、反面、なぜ定数を削減するのかという声も届いております。いま一度、なぜ定数を削減するのかということについて説明してください。

○12番（横田全博君）

これは民意でございます。議会傍聴後のアンケートや先日開催いたしました町民と議会との対話集会においても、議員定数見直しの御意見を受け承りました。それを踏まえて、議会運営委員会において、半年間に及ぶ会議を経て、条例提出に至りました。

その理由は2つでございます。

1つは、人口減少への対応でございます。令和2年の国勢調査において、前回調査の平成27年に比べ1,079人減少しております。前回2名削減したときの基礎数である平成17年より3,798人減少しております。この減少傾向は今後も続くと予想しております。

2つ目は、町の厳しい財政状況でございます。行政は、それに対応し、職員の適正化計画を実行し、人員削減を実行してまいりました。町民各位におかれましても、各団体を通じ、ボランティア活動を展開し、協力していただいております。このような中で、議員のみが地域の意見の反映が必要等の理由で積極的な議論をすることなく既得権益を保持することは、議会として許されない状況と考えております。

○議長（横田貴次君）

ほかに質疑はありますか。6番 廣澤毅議員。

○6番（廣澤 毅君）

先ほど横田全博議員の答弁の中に、人口減少に伴い減らすのは当然ではないかということと、民意ですと。確かに対話集会の中でもそういった御意見もございました。

しかしながら、議員定数を削減することによって町民の声が届きにくくなるのではないかということがちょっと心配されますが、その点についてはどういったお考えでしょうか。

○12番（横田全博君）

私たちは、議会基本条例を制定し、年1回以上の対話集会の開催を義務づけました。

また、それ以外に、町民の要請により、出前講座、車座集会の実施などを通して、広く住民の声を集約していく予定です。また、その回数は制限していないことから、町民の皆様の求めに応じ、応えていくことが、これらの議員の責務となります。

○議長（横田貴次君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

最初に、反対討論から伺います。反対討論はありませんか。1番 山本辰見議員。

○1番（山本辰見君）

ただいま提案がありました発議第2号 美浜町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表して、反対の立場で討論します。

第1に、議会の役割は何かについてでありますけれども、議会は、1つ、地方自治体という団体意思の決定を行う議事機関としての機能、2つ目は、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っています。また、個々の議員を通じて執行部に対し住民の意思を伝え、同時に執行機関を批判・監視していくことも大きな役割であります。

地方自治体の自己決定権の拡大という地方分権時代の今日、議会の政策形成機能も含め、こうした機能の充実・強化を図る議会改革が求められています。また、議会の果たすべき役割と現状とのギャップを埋める議会の自己改革を併せて進めることも必要となっています。議会の定数削減問題は、あるべき議会の姿を論じ、将来像を定める作業の中で議論すべきです。

第2に、根拠のない議員定数の削減についてでありますけれども、横田議長が以前に示しました議員定数削減の検討についての考察資料1にあります国勢調査人口と町職員、町議会議員定数の推移から、人口が減少しており、町職員も減少しています。だから、議員定数も削減が必要という資料でありますけれども、平成22年の議員定数は当時16人でした。議員1人当たりの人口は1,574人、これは、いわゆる住民基本台帳から見ますと1,484人となります。これに対して、考察資料の2に示されている令和4年時点の議員1人当たりの人口は1,521人。このことから、平成22年の定数16人の時点より令和4年の定数14人時点での議員1人当たりの人口は減っております。

また、考察資料2に記載されている県内の町村の議員1人当たりの人口比較の表についても、具体的には4万人ぐらいの規模の町と1,000人の村と平均する意味があるんでしょうか。本町の人口2万1,296人と同規模の自治体、同規模と言いながら1万5,000から2万5,000ぐらいの自治体になりますけれども、ここで議員1人当たりの平均人口は1,525人、美浜町は議員1人当たり1,521人ですので、少ないわけではなくて平均値に近くなっています。

参考までに、3万人以上の7の自治体の議員1人当たりは平均人口2,696人になり、逆に5,000人以下の4自治体の議員1人当たりの平均は343人となります。ここで定数を2人減らして12人とした場合、先ほどの議員1人当たりの人口が1,775人となりますけれども、県内の16町村の議員1人当たりの平均人口は1,939人、これを上回ることはできません。

もう一つ、3点目として、定数削減は議会改革とは無縁のものになります。今なすべき改革は、議会の中身の見直しであります。条例提出権の行使など、議会の活力を高め、住民参加、情報公開を加速し、議会への信頼向上を図ることであります。定数削減すれば議会が改革されるものではないと考えます。

第4に、行政も行革しているから議会も定数削減するのだ。これは暴論であります。業務の効率化によって増減する職員の数と、議論を戦わせることを役割として、公の選挙により選任され、住民意思を行政に反映する代議機関を構成する議員の定数を同列に語ることは、そもそも無理があります。

5つ目は、少数精銳論という言い方もあるかもしれませんけれども、議員定数と議員の質についての混同した意見もありますが、全く別の性格のものだと考えます。定数を削減すれば議員の質が高まるというものではないと思います。議員は、住民を代表しての審議決定するのですから、全住民を代表するにふさわしい数が本来必要であります。むしろ、定数削減は、地域代表的性格や、多様な住民の意見、さらには少数意見の排除にもつながるものではないかとして、逆に議会の本来持つべき機能を低下させることになります。

第6に、住民のために働く議会にするためにはどうすればいいのかということについてであります。先ほど提案者からもありましたように、住民の中には議員が多過ぎるという声があるとすれば、町議会、そして議員の質が問われているのであって、今、必要なのは、単純な定数削減ではなく、議会議員に対する不信感を取り除くための議会改革をさらに前に進めることであります。

格差と貧困の問題が深刻な様相を見せて、住民の皆さんの暮らし向きは、ますます厳しくなっています。住民の中には、多様な意見が混在し、行政への要求も山積みしています。こうした中で、経費削減を主たる理由にして議員定数を削減するということは、住民に最も身近な議会とのパイプを細くし、今まで遠いと言われている町

役場あるいは町政をなお一層遠い存在にしてしまうのではないか。住民サービスの低下につながることになります。

最後に、議会はどうあるべきかという全体像の論議抜きの議会改革と無縁な議員定数削減は、民意を削り、住民の参政権を削り、議会制民主主義の拡充に相反するものであり、認めることはできません。

先ほど提案者からもありました今年1月1日に施行されました美浜町議会基本条例の中、この第17条に「議員定数は、町政の現状と課題、将来の予測と展望などを考慮し、行財政改革の視点だけではなく、多様な民意を十分に議会に反映できるものとします。」とありますので、この立場からも反対であります。

以上で討論を終わります。

○議長（横田貴次君）

ほかに討論はありませんか。3番 森川元晴議員。

○3番（森川元晴君）

発議第2号 美浜町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、希望の輪を代表し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

我々としては、この発議の提案に対し、正直、大変迷いました。人口減少、特に生産年齢の減少に伴う財政は大変厳しい状況であり、今後も、いかに歳出を抑えつつも住民サービス、社会保障費等を確保し、健全な財政運営をしていくのか。現状の住民感情として、やむを得ないと判断をいたしました。

美浜町は、小中一貫校建設をはじめ子育て支援等、大きな事業、整備、そして何より財源が必要なときを迎えています。今後は、特に次世代、若い人や女性の考え方、議会への参加が大変重要であります。定数の削減に伴う議会への関心、参加等、先ほども出ていますが、議員の成り手不足等危惧されますが、早急に、美浜町議会基本条例に基づき、地方分権改革における二元代表制や会派制の在り方、多くの住民、地域の声、民意が反映されるための協議、活動、議会体制づくりを推進し、賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長（横田貴次君）

ほかに討論はありませんか。13番 野田増男議員。

○13番（野田増男君）

発議第2号 美浜町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

全国の町村数は、令和元年8月30日現在の調べでは926町村であり、議員定数は1万1,138名、1町村当たりの平均定数は12名であります。本町の議員定数は、発足当時の26名から数年ごとに見直し、削減をし、令和4年現在では14名であります。削減の理由は、言うまでもなく、年々顕著になる人口減少と厳しい財政状況を勘案したものであると承知しております。

美浜町議会では、本年より、町民対話集会を年1回以上開催し、町民各位の率直な御意見をいただく機会を設けました。これにより、今まで以上に町民の皆様の声を聞く機会が確実に増えると確信しており、2名削減による弊害はないものと考えております。

そもそも我々議員は、町民の皆様の代表として、民意を集約し、団体意思を決定するという重要な役割を有しているものであります。議員定数改正により、文字どおり少数精銳議会が構築され、今まで以上の活動を通じて美浜町の発展に寄与できると信じて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（横田貴次君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第2号 美浜町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について

○議長（横田貴次君）

次に、日程第12、発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。11番 大岩靖議員、説明願います。

[11番 大岩靖君 登壇]

○11番（大岩 靖君）

それでは、発議第3号について、提案理由を説明させていただきます。

発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月13日提出、代表提出者、美浜町議会議員、大岩靖。提出者、美浜町議会議員、森川元晴、同じく山本辰見、中須賀敬、野田増男。

提案理由。

この案を提出するのは、国において、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する必要があるからである。

詳しくは、次のページに意見書案が載っていますので、よろしくお願ひいたします。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

なお、本案は、全会派の賛同を得て議会運営委員会として提案するものでございます。議員皆様の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

[午前9時46分 休憩]

[午前9時53分 再開]

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から、議案第52号 保健センター空調設備及び屋根等改修工事請負契約の締結についてから議案第54号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）まで、以上3件の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号 保健センター空調設備及び屋根等改修工事請負契約の締結についてから議案第54号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）まで、以上3件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第52号 保健センター空調設備及び屋根等改修工事請負契約の締結についてから

議案第54号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）まで3件一括

○議長（横田貴次君）

追加日程第1、議案第52号 保健センター空調設備及び屋根等改修工事請負契約の締結についてから議案第54号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）まで、以上3案件を一括議題といたします。

以上3案件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

追加日程案件の提案理由の御説明をさせていただきます。

本日、追加上程いたしますのは、議案第52号 保健センター空調設備及び屋根等改修工事請負契約の締結についてをはじめとして3件でございます。

早速、提案理由を説明いたします。

初めに、議案第52号 保健センター空調設備及び屋根等改修工事請負契約の締結についてでございますが、契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第53号 移動式バスケットゴール物品売買契約の締結についてでございますが、契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第54号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ5,931万円を追加し、補正後の予算総額を94億1,516万円とするものでございます。

私からの提案理由の説明は以上でございます。

なお、議案第52号から議案第54号での詳細につきましては、順次、担当部課長から説明をいたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださいますようお願いを申し上げます。

[降 壇]

○厚生部長（高橋ふじ美君）

それでは、議案第52号 保健センター空調設備及び屋根等改修工事請負契約の締結についてでございますが、去る8月31日に指名業者8者による指名競争入札を執行いたしました。その結果、お手元の資料1のとおり、伊藤組建設株式会社が8,350万円で落札をいたしましたので、9月1日付で仮契約を締結いたしました。消費税及び地方消費税835万円を加えた9,185万円で本契約を締結するに当たり、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事内容といたしましては、保健センターの空調設備の更新及び屋根防水の改修が主な工事内容となっております。

なお、工期につきましては、令和4年9月14日から令和5年2月17日までの157日間を予定しております。

議案第52号の説明は以上でございます。

○教育部長（夏目 勉君）

次に、議案第53号 移動式バスケットゴール物品売買契約の締結についてでございますが、資料2を併せて御覧ください。

去る8月31日に指名業者7者による指名競争入札を執行いたしました。その結果、お手元の資料2のとおり、デグチスポーツが737万5,000円で落札をいたしましたので、同日付で仮契約を締結いたしました。消費税及び地方消費税73万7,500円を加えた811万2,500円で本契約を締結するに当たり、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

購入の目的としましては、昨年度に1対を更新いたしましたが、平成4年の総合公園体育館開館当時から使用しております残りの1対の移動式バスケットゴールが老朽化しているため、昨年度と同様に、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用し、整備するものでございます。

なお、納期につきましては、令和4年12月9日を予定しております。

議案第53号の説明は以上でございます。

○総務課長（中村裕之君）

次に、議案第54号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の14、15ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の新型コロナワイルスワクチン接種事業において、オミクロン株対応ワクチン接種に必要な人件費、医療機関への予防接種委託料、案内通知郵送料等の事務経費を、また、新型コロナワイルスワクチン接種の実施期間の延長に伴い、一般財源から新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業補助金への財源更正を計上いたしました。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の道路新設改良単独事業では、橋梁設計の基準が改定されたことが判明したため、町道奥田河和線（ひえぞ橋）の橋梁修正設計業務委託料を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容について御説明いたします。12、13ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、新型コロナワイルスワクチン接種対象費負担金の増を、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増を計上いたしました。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金、財政調整基金繰入金の増を計上いたしました。

議案第54号の説明は以上でございます。

○議長（横田貴次君）

議案第52号から議案第54号までの説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は追って放送でお知らせいたします。

〔午前10時03分 休憩〕

〔午前10時35分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより順次議事を進めてまいります。

初めに、議案第52号 保健センター空調設備及び屋根等改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 中須賀敬議員。

○8番（中須賀 敬君）

お尋ねします。

この保健センター空調設備と屋根等の改修は合計で9,185万円、消費税含むということになっていますが、その工事による金額の内訳と、あと例えば屋根、屋上の改修でしたら、その広さとか概要を教えてください。お願いします。

○健康・子育て課長（下村充功君）

まず、ちょっと前段になってしまいますが、保健センターは昭和61年に完成しております。その後、空調設備につきましては、平成11年から13年にかけまして外の室外機については更新をさせていただいております。その更新から約20年以上経過いたしておりますので、故障もかなり頻繁となってきております。また、修理時には多額の費用も必要となってきており、今回更新させていただく運びとなりました。

その中で、工事の概要といたしましては、今ありますエアコンにつきましては、20年以上前のものとなっておりますので、方式等もかなり古いものとなります。今現在、設置してあるものが吸式冷温水器というものになります。それから、今の新しいものでガスエンジンヒートポンプ方式というものに、今回機器は新たに1階、2階、3階とも更新させていただきます。その更新につきまして、室外機も全部撤去させていただきますので、保

健センターの屋上に設置いたしております室外機を撤去する際に、平場部分の屋上防水について併せて改修をさせていただくという形になります。

工事の大まかな内容については、そういうことになります。

その中で、今ありました屋上の面積なのですけれども、平場の屋上部分の防水工事を実施させていただきます。面積につきましては、166平米ほどという形になっております。工法といたしましては、改良のアスファルト防水という形になっております。

それで、金額ということでお話がありましたので、入札の際に工事費の内訳書を提出いただいておりますので、そちらの説明をさせていただきます。

直接工事といたしまして、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3つに分けて直接工事の内容となっております。こちらにつきまして、まず、建築工事につきましては一式で651万円、電気設備工事につきまして346万円、機械設備工事につきまして6,952万円、合計で直接工事につきましては7,949万円となっております。それ以外に、共通仮設工事、現場管理費、一般管理費、こちらが合わせて401万円となっております。合計、税抜きになりますが、入札価格8,350万円の内訳としてはそういう形になります。

あと、建築工事の割合というところで、先ほどお話をありましたが、直接工事費に対しての割合とをしますと8.2%。ただ、この中には、エアコンの更新に伴いまして、天井埋め込み型のものもありますので、内部仕上げ等も建築工事費の中には含まれておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（横田貴次君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第52号 保健センター空調設備及び屋根等改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 移動式バスケットゴール物品売買契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第53号 移動式バスケットゴール物品売買契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表（追加上程分）のとおり、各常任委員会に付託いたします。

○議長（横田貴次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、9月14日から9月20日までの7日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、9月14日から9月20日までの7日間を休会することに決定いたしました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る9月21日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

[午前10時43分 散会]

令和 4 年 9 月 21 日（水曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

令和4年9月21日（水曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第44号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第45号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第46号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第2 議案第47号 美浜町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第48号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第4 議案第49号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第50号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第5 議案第51号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第6 議案第54号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第7 認定第1号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第8 認定第2号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和3年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第9 認定第5号 令和3年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和3年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第10 議員派遣の件について
- 日程第11 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番 山本辰見君
3番 森川元晴君

2番 鈴木美代子君
4番 石田秀夫君

5番	杉 浦 刚 君	6番	廣 澤 究 君
7番	大 寄 曜 美 君	8番	中須賀 敬 君
9番	横 田 貴 次 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	横 田 全 博 君
13番	野 田 増 男 君	14番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	中 村 裕 之 君
秘 書 課 長	大 松 知 彰 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君
防 災 課 長	富 谷 佳 成 君	税 务 課 長	小 島 康 資 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美 代 子 君
健康・子育て 課 長	下 村 充 功 君	環 境 課 長	谷 川 雅 啓 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	茶 谷 昇 司 君
都 市 整 備 課 長	平 野 和 紀 君	水 道 課 長	竹 内 健 治 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 人 君	学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君
生 涯 学 習 課 長	山 本 圭 介 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	富 谷 佳 宏 君	主幹兼議会係長	森 秀 雄 君
--------	-----------	---------	---------

[午前9時00分 開議]

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和4年美浜町議会第3回定例会最終日を迎えることができました。関係各位の皆様の定例会への御出席に心から感謝申し上げます。

また、先週、9月14、15日に行われました各常任委員会では、議員各位、また執行部の関係各位の皆様の御協力により、慎重なる決算審査を実施していただきましたことも、併せて心から御礼申し上げます。

本定例会は、大型台風の襲来に加え、愛知県内で発令されておりますB.A. 5対策強化宣言に基づく感染予防対策の徹底、様々な部分で大変厳しい中での開会となりました。改めて皆様に感染予防対策をしっかりとしていただきまして、本日、最終日を迎えることができましたことへの感謝を申し上げさせていただきます。令和3年度の決算審査、また実施してきた各事業の検証の結果を共有し、今後の行政運営にしっかりと生かしていただきますことを心からお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ち、お願ひいたします。美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から

マスクの着用をお願いしておりますが、飛沫防止用アクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきます。また、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行していますので、御理解、御協力をよろしくお願ひいたします。あわせまして、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入らせていただきます。

日程第1 議案第44号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから

議案第46号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてまで 3件一括

○議長（横田貴次君）

日程第1、議案第44号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第46号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告を願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

それでは皆さん、おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る9月14日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第44号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第46号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてまでの3議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、3議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第44号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第44号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第45号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第46号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第47号 美浜町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第2、議案第47号 美浜町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

[文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇]

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る9月15日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開催し、慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第47号 美浜町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第47号 美浜町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第48号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（横田貴次君）

日程第3、議案第48号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いいたします。

[総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇]

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第48号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

次に、文教厚生常任委員長の報告をお願いいたします。

[文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇]

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第48号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

歳出の第4款衛生費において、健康推進事業の18節がんアピアランスケア支援事業費補助金について概要の説明をとの質疑があり、今年度より愛知県で補助金が出るようになり、医療用のウイッグや乳房の補正具の購入が対象となる。補助率は2分の1で上限は2万円。対象者を16名と見込んで32万円計上した。申請は、購入後に領収書を添付して行うとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第48号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第49号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から
議案第50号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで2件一括

○議長（横田貴次君）

日程第4、議案第49号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第50号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上2件を一括議題といたします。

以上2件につきまして、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

[文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇]

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第49号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第50号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの2議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第49号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第49号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第50号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第51号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

○議長（横田貴次君）

日程第5、議案第51号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

[総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇]

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第51号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第51号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第54号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

○議長（横田貴次君）

日程第6、議案第54号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いいたします。

[総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇]

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第54号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

歳出、8款土木費において、道路新設改良単独事業について、ひえぞ橋を新しい基準で再度設計業務が発生したということで、運動公園に関する道路だと思うが、計画に大きな変更が生じるなど工事のスケジュールに影響はないかとの質疑があり、来年度から町道奥田・河和線の工事で橋の建設に着工するための設計確認作業の中で、国の設計基準が改正されていたことが判明したため、今年度中に設計の修正が必要なものであり、工事のスケジュールには影響はないとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いいたします。

[文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇]

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

ご報告いたします。

ただいま議題となりました議案第54号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第54号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 認定第1号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（横田貴次君）

日程第7、認定第1号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いいたします。

[総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇]

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第1号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

歳出、2款総務費において、行政管理事業の12節訴訟弁護委託料について、結審して支払いが確定したものなのか。あるいは、今まで支払った弁護士費用を計上したものなのかとの質疑があり、訴訟については、現在、第3審となっており、名古屋高等裁判所で審議中。決算書に記載の訴訟弁護委託料は、第2審の名古屋地方裁判所まであり、高等裁判所以降の費用は改めて発生するとの答弁がありました。

同じく、2款総務費において、ふるさと納税寄附運営事業について、主要施策の成果及び実績報告に納税流出額が3,797万5,000円とあり、令和元年度は2,300万円、令和2年度は2,800万円と増加傾向にある。この増え続ける納税流出額について、町はどのような見解かとの質疑があり、年々納税流出額が増えているのは事実であるが、一方ではふるさと納税制度が浸透しているとも考えられる。町民に対し、ふるさと納税をしないように呼びかけることもできず、ある程度は仕方がないと考えている。本町においても魅力ある特産品等の開発や、様々な媒体を使ってPRに努めていくとの答弁がありました。

また、9款消防費において、災害対策事業、12節家具転倒防止対策事業委託料について、実施件数と、大きな地震があった場合に申請が増える印象だが、ここ数年の実施件数の推移はとの質疑があり、実績としては、令和

3年度が8件、2年度が6件、元年度が8件、平成30年度が10件となっている。平成30年に大阪北部地震、北海道胆振東部地震が発生しているが、その年に10件、その後、令和元年度に8件、令和2年度に6件であることを踏まえると、地震発生が申請件数に反映しているかどうかは不明であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いいたします。

[文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇]

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第1号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

歳出、4款衛生費について、ごみ減量化事業の18節生ごみ堆肥化容器奨励補助金、生ごみ電動処理機補助金について、一昨年と比較しての申請数の推移と、昨年度は流用しての対応であったが、申請のあったものは全て対応したかとの質疑があり、生ごみ堆肥化容器奨励補助金については、令和2年度が15器、令和3年度が29器と14件増、生ごみ電動処理機補助金については、令和2年度が1機、令和3年度が4機と3件増となった。補助申請のあったものは全て対応したとの答弁がありました。

また、歳出、10款教育費において、事務局費の7節学校再編検討委員会委員謝礼について、委員会の活動内容はとの質疑があり、委員は10名で構成されており、正副区長会長、PTA代表、教員代表、教育委員代表、日本福祉大学、一般住民で組織されている。7月に学校再編の検討委員会、令和4年3月には勉強会を実施した。昨年度は小中一貫校の議論というよりも河和小学校と河和南部小学校の再編に議論が集中したとの答弁がありました。

同じく、10款教育費において、図書館運営事業について、指定管理となつたが、来場者数の変化と、町の直営で行っていたときと比較しての運営について変わったことはとの質疑があり、指定管理先の事業者は専門性が高く、本の選定や会社が持つ知識や経験を生かした運営を行っている。利用人数については、新型コロナ対策により、未知のウイルスで一定期間利用制限をかけていた令和2年度から令和3年度では感染対策を徹底し、開館を続けていたことが増加の要因と考えられるとの答弁がありました。

また、図書館運営事業については、12節の指定管理委託料について、以前、施設の管理上、大規模な工事の場合は町で対応するとの説明を受けたが、金額等の定義はあるのかとの質疑があり、町で対応する維持修繕工事の金額は50万円以上となるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。山本辰見議員。

○1番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となりました認定第1号 令和3年度一般会計歳入歳出決算認定に対し、反対の立場で日本共産党議員団を代表して討論します。

まず1点目に、2款総務費、7目企画費についてでございます。18節の負担金ですが、例年も指摘してきました。例えば、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会負担金はじめ、中部国際空港知多地域振興協議会、地域問題研究所市町村ゼミナール、産業立地推進協議会等の負担金について、各自治体に当然のように割り振られていますが、美浜町がどうしても参加しなければならないということは理解できません。

2点目は、8款土木費、4目公園管理費、この中の都市公園整備事業についてです。私たちはこの都市公園整備事業、企画の段階から、特に運動公園を中心ですけれども、利用者の予測の規模、事業がスタートした後の関係者と連携した運営の課題等を指摘してきましたが、まだ体制の確立が先送りされ心配しております。もちろん事業が具体的に始まった際には、私たちも積極的に協力はしていきますが、率直に申し上げて利用状況が目標どおりに進むのかという問題を抱えるのではないかと思っております。

以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（横田貴次君）

ほかに反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

賛成討論ございますでしょうか。13番 野田議員。

○13番（野田増男君）

認定第1号 令和3年度一般会計歳入歳出決算認定に当たり、チャレンジM I HAMAを代表し、賛成の立場から討論させていただきます。

決算認定については、年度当初の施政方針に基づき、予算執行における町政運営の成果・総括を行うこととなるものであります。令和3年度は、本町の最上位計画である第5次総合計画後期計画の策定、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が改定され、今後5年間のあるべき方向が示され、各種事業が展開されました。この中で、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した様々な対策事業が行われました。

具体的には、公共施設、避難所、観光施設、小中学校等への感染防止設備等配置や、教育施設等への生理用品の配布、あいスタ認証を受けた事業者や医療機関への協力金交付、プレミアム付飲食券や地産地消応援事業等の消費喚起事業、公共施設のWi-Fi整備事業、ひとり親及び低所得世帯に係る子育て世帯への特別給付金給付事業等、多方面にわたる支援を行いました。

他の主な事業として、運動公園では引き続き敷地の造成工事を進め、陸上競技場スタンドの基礎工事着手や町道森越・石坂平井線等の付け替え工事を行いました。

また、国の自治体デジタル・トランスフォーメーション、DX推進計画に基づき、行政のデジタル化推進のため、タブレット購入及びペーパレス会議システムを導入いたしました。

国際交流事業においては、引き続き国際交流員を受け入れ、本町の子供たちとの異文化交流を実施するとともに、シンガポールのパラリンピック選手とのオンライン交流、国際ボランティア交流会等を開催し、異文化理解を深めました。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックが1年遅れで開催され、ホストタウンプロジェクトとしてボロシャツを職員、議員及び関係団体が着用し、ホストタウンのPRを行いました。

子育て分野においては、子育て世帯応援事業や子育て支援情報発信事業等、様々な事業を継続するとともに、新たに産後ケアを必要とする母子に対し、安心して健やかな育児ができるよう支援する産後ケア事業を行いました。

福祉分野では、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定し、今後3年間のあるべき方向が示されました。

また、地域包括ケアシステム深化のため、体制の強化が図られました。

環境分野では、知多南部衛生組合や広域環境組合を通じて、火葬場の建設や、ごみ処理場の令和4年度の開設に向け、各種事業を行いました。

産業振興分野では、昨年度に引き続き農業次世代人材力投資事業、地域ブランド化推進事業等に力を入れるとともに、新規事業として河和地区内の森林環境を改善するため、森林整備工事を行いました。

教育分野では、国のGIGAスクール構想の実現に向け、小中学校にICT支援員を派遣し、授業支援等を行いました。

また、令和4年4月からの河和南部小学校と河和小学校の学校再編による児童の通学方法確保策として、新たにスクールバス2台を購入しました。

さらに、令和2年度末に閉園された南部保育所の建物を河和南部文化交流館として再生し、地元の河和南部区長会に施設管理委託を行いました。

このように厳しい財政状況が続く中、いまだ終息しないコロナ禍による影響を受けながらも、安心・安全なまちづくり、住環境等の整備、子育て、教育等にも配慮し、持続可能なまちづくりを行うための諸施策や計画策定など、本町が目指すまちづくりが着実に実行され、大いに評価しております。山積する課題を解決するには、先見性を持ち、限られた財源で、本町の特性を生かしながら必要な事業を進めるリーダーシップが必要あります。そして、令和3年度の事業はそれを着実に実行している、そう評価し、この認定第1号の認定を賛成します。

以上です。

○議長（横田貴次君）

ほかに討論ありませんか。森川議員。

○3番（森川元晴君）

認定第1号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、希望の輪を代表し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症との闘いから始まり、ロシアのウクライナ侵略を背景とした資源高と円安が拍車をかけ、物価高騰は今年10月にもピークを迎えると言われています。政府の総合経済対策には期待をしますが、美浜町としては、一次産業をはじめ、主要な事業、自営業者には、まだまだ先の見えない厳しい経営状況が続くと思われます。今後も、住民、事業者、経営者に対する救済施策が必要であると考えます。

令和3年度までの決算としては、コロナ対策、子育て支援等を中心に、国・県からの交付金等の利活用として、民生費の使い方としては大いに評価するものであります、町税、固定資産税や都市計画税等が減収する中、土木費、建築費は過去に例のない決済額であり、今後も社会情勢の変動に伴うさらなる物価の高騰、建設事業費の増額等が危惧されます。その結果、住民、町民への負担となることが懸念されます。

特に建設費に関し、今後も小中一貫校建設等に莫大な予算が必要となります。住民に対し、何々をつくりました、つくります、期待をしてくださいだけの報告ではなく、土地の購入費や建設費、追加・変更金額等、またそれに伴う目的、必要性を十分に説明し、民意を求めることが必要であると考えます。

今後も、財政厳しい中ではありますが、住民、町にとり必要な事業・整備は待ったなしに進めることは理解をしています。ただ、進行中の2つの公園整備事業を含め、大がかりな事業・整備計画を抱えると、大概多くの住民、一般社会的な考えとしては、3年度は黒字経営でありますので誤解のないようにお願ひいたしますが、皆さんもよく御存じであります市町の事例を思い浮かべます。多重債務や放漫経営、粉飾決算等に伴う財政破綻、考えたくはないですが将来への不安を想像することも当たり前であります。多くの住民感情とも思います。優先順位、目的を明確にし、美浜町行政として夢を語ることも大切であります、最悪の事態も想定はされていると思います。身の丈の合う健全な行財政運営を推進し、本認定議案に対する賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（横田貴次君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第1号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する各担当常任委員長の報告は認定であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第8 認定第2号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第4号 令和3年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで3件一括

○議長（横田貴次君）

日程第8、認定第2号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第4号 令和3年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

[文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇]

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第2号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてか

ら認定第4号 令和3年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3議案につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

認定第4号について、地域リハビリテーション活動支援事業について内容の説明をとの質疑があり、高齢者の自立支援を図ることを目的としたケアマネジャーの被保険者に対するアセスメント時に、リハビリテーションに関する専門的知見を有するものを派遣する事業である。7節が元気はつらつ65への派遣の報償費、12節がリハビリテーション支援の派遣費となっているとの答弁がありました。

認定第2号、認定第3号については、質疑はありませんでした。

なお、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第2号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入れます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第2号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入れます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第3号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。1番 山本辰見議員。

○1番（山本辰見君）

介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対し、反対の立場で日本共産党議員団を代表して討論します。

この中の介護給付費準備基金積立事業ですが、令和3年度に5,118万7,901円を積み立て、都合、令和3年度末の基金残高が3億7,567万8,000円とあります。私たちは、この積立てをやめ、また合計の基金からも一部負担することにより、介護保険料を下げることが可能ではないかと考えるもので、その点を指摘して反対とさせていただきます。

○議長（横田貴次君）

ほかに討論はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第4号 令和3年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第9 認定第5号 令和3年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで3件一括

○議長（横田貴次君）

日程第9、認定第5号 令和3年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

[総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇]

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第5号 令和3年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認

定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの3議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定いたしました。

なお、3議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第5号 令和3年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第6号 令和3年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

日程第10 議員派遣の件について

○議長（横田貴次君）

日程第10、議員派遣の件についてを議題といたします。

美浜町議会議規則第127条の規定により、今後の議員派遣について別紙としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

なお、議員派遣の日時、場所、目的、派遣内容など変更が生じた場合、また、別紙以外に派遣の必要が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第11 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（横田貴次君）

日程第11、議会閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。

議長宛てに各常任委員会委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とする

ことに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

令和4年第3回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、一昨日、それから前からの超大型台風、本町も警備体制を取りましたが、何も各地域なかつたという報告を受けてほつとしております。ありがとうございました。

今定例会に提案申し上げました報告第5号、専決処分事項の報告についてをはじめとする全案、慎重審議の上、御承認いただけたことに対しまして、まずもってお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、9月も下旬となり、秋の気配が感じられる季節になりましたが、新型コロナウイルス感染症がなかなか終息しないため、一部の行事や催しが中止または延期となっておりますが、この状況が一日でも早く解消され、平穀な日々が取り戻せるよう心から願うとともに、議員の皆様方には、それぞれのお立場にて一層御活躍されることを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

ありがとうございました。

これにて令和4年第3回美浜町議会定例会を閉会といたします。御協力ありがとうございました。

[午前10時02分 閉会]

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年9月21日

美浜町議会

議長 横田貴次

議員 鈴木美代子

議員 大岩靖